

岡 広 第 2 7 6 号
令和 6 年 2 月 1 4 日

日本共産党岡山市議団
団長 林 潤 様

岡山市長 大森 雅夫

「2024(令和6)年度 岡山市予算編成要求書」について (回答)

平素から市政の発展に向けた取組にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年11月29日付でいただきました「2024(令和6)年度 岡山市予算編成要求書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

(1) 市として事業をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源をつくり出すこと。

①路面電車の岡山駅前広場乗入及び広場改修は中止すること。

【回答】

路面電車の乗り入れについては、乗換時間の短縮や電停のわかりやすさ向上など多くの効果があり、高齢者や障害者、岡山を初めて訪れる人を含むあらゆる方々の利便性を向上させるため必要不可欠で、岡山市にとって重要な事業の一つであることから、早期に実施すべきと考えております。

【交通政策

課】

②吉備線LRT化の協議から撤退すること。

【回答】

JR桃太郎線は、岡山市と総社市を結ぶ重要な公共交通軸であり、そのLRT化は、運行本数の増加、新駅の設置、バリアフリー化などにより利便性の向上を図るだけでなく、路線バスや生活交通などと組み合わせた交通ネットワークの構築、観光資源などへのアクセス性向上による観光振興、駅周辺への都市機能の誘導による地域活性化などを進めていく上でも

大きな役割を担うものであり、実施すべき事業と考えております。

【交通政策課】

③本庁舎整備の2期計画にあたっては、スーパーや飲食店をつくらないこと。

【回答】

今年度実施した民間活力導入可能性調査における市場調査結果から、基本計画（令和元年度）にて想定していた利便施設（スーパー・飲食店等）を設けることは市の財政負担の軽減に繋がらないと判断し、店舗等は整備しない方針です。

【新庁舎整備課】

④苫田ダム受水費について見直すこと。

【回答】

広域水道企業団からの受水は、三野浄水場や旭東浄水場と同様に本市にとって主要な浄水場の一つと考えております。

今後も「安定給水のために必要な水量を受水する」という考えであります。

【水道局・配水

課】

⑤公費でのアリーナ整備は行わないこと。

【回答】

経済界とともに検討を進めている新アリーナ整備については、令和4年度実施のアリーナ基礎調査の結果から、新アリーナの必要性等については認識しているものの、整備に係る資金調達が大きな課題であると考えています。

経済界から示された寄附金等の見込みや、新アリーナ運営コストの試算、管理運営体制に関する提言を踏まえた上で、今後、経済界やトップチーム、関係機関等と真剣に議論を重ねながら、慎重に検討していきたいと考えています。

【スポーツ振興課】

課】

⑥瀬戸内市斎場の共同整備から撤退すること。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る炉数と配置については、将来の火葬需要とともに、災害時のリスク分散の観点も踏まえた検討結果であり、東山斎場、岡山北斎場に加えて、現在の西大寺斎場の代替施設となる斎場を整備するこ

とが望ましいと考えています。
安全課】

【生活

2 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

(1) 水道料金について

①引き上げを行わないこと。

【回答】

高度経済成長期に建設された浄水場や配水管等の水道施設の多くは、老朽化の進行により更新需要が増加し、加えて耐震化や浸水対策も急務となっています。これまでも施設の更新・耐震化を進めてきましたが、水需要の減少に伴う収入減や工事費等の高騰の影響もあり、徹底した業務効率化を施してもなお、令和6年度には施設更新のための内部留保資金が不足する見込みとなっています。このため、安全安心な水道を将来世代へも残していけるよう、料金改定をお願いするものです。

【水道局・企画総務課】

②水道会計を支えるために、一般会計から繰り入れを行うこと。国に対して財政支援を求めること。

【回答】

水道事業は、地方公営企業法において独立採算制が原則とされており、一般会計の財政とは会計上も明確に区分されています。

したがって、一般会計から基準外の繰り入れを行うことについては、合理的な根拠が必要であり、料金の改定に充てることは法の趣旨から適切ではないと考えています。

また、国の財政支援については、補助金の交付対象事業の拡大や採択基準の緩和など、引き続き日本水道協会等を通じて要望してまいります。

【水道局・企画総務課】

③水道局職員の削減を行わないこと。

【回答】

業務の効率化や組織の統廃合等により、令和13年度までに職員数を15人縮減することとしていますが、一定数の新規採用は継続し、技術の継承に支障が生じないようにするとともに、安定給水を維持するために必要な職員数は今後も確保してまいります。

【水道局・企画総務課】

④エネルギー価格高騰分を他の事業と同様に、一般会計からの繰入を行うこと。

【回答】

2（1）②に同じく、水道料金で賄うことが原則ですが、施設に係る動力費（電気代）の高騰は、水道事業への影響が大きく、国の支援を要望してまいります。

【水道局・経営管理課】

【水道局・経営

⑤低所得世帯や医療機関・福祉施設等への減免制度を導入すること。

【回答】

福祉政策的措置となる低所得世帯及び医療機関・福祉施設等への減免については、受益者負担が原則である水道事業にはなじまず、使用者間の負担の公平性の観点からも難しいものと考えます。

【水道局・営業課】

【水道局・

(2) 経済的に厳しい状況に置かれている市民、社会的弱者等への対策を強化すること。

①国の交付金を活用して、給食費の無償化、中小企業・個人事業者の燃料や固定費への助成、課税であっても低所得の世帯に対する直接的な支援などを行うこと。

【回答】

学校給食費については、来年度の保護者負担の軽減対策として、重点支援地方交付金を活用して、燃料費等その他経費の支援を行う予定です。

【保健体育課】

【保健体育

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている市内中小・小規模事業者の負担軽減を図るため令和4年度に「エネルギー価格高騰緊急対策支援金」及び「省エネ機器導入補助金」を実施したのをはじめ、今年度も「省エネ機器更新緊急支援補助金」を複数回実施してまいりました。

今後の対策についても、これまでと同様に市内の経済状況や商工団体等からのご意見、国・県の動向を踏まえ、有効な支援を検討してまいります。

【産業振興課】

【産業振興

住民税均等割のみ課税世帯への給付金について、国通知で目安とされた2月から3月に支給開始できるよう、予算化に向けた準備を進めています。

【福祉援護

課】

②物価高騰による困窮に対応した税の減免制度を創設すること。

【回答】

現在物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して「岡山市物価高騰重点支援給付金」の支給が実施されているところです。物価高騰による市税の減免制度はありませんが、生活困窮による納付のご相談があった場合には適切に対応してまいります。

【課税管理課】

(3) 物価高騰の影響が特に強い世帯等に対する支援策を恒久的に行うこと。

①ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済的支援を拡充すること。

【回答】

ひとり親世帯への経済的支援としては、児童扶養手当を実施しているところです。令和5年度は子育て世帯生活支援特別給付金に、市独自の支援金を追加給付するとともに、物価高騰の影響による家計急変にも対応したところです。今後とも、ひとり親家庭の状況や国の動向を注視し支援に取り組んでまいります。

【こども

も福祉課】

生活困窮世帯への経済支援については、自立相談支援機関等の窓口等に支援員を増員して対応をしており、引き続き学習・生活支援事業をはじめ、就労支援、家計改善支援等、より手厚い支援ができるよう努めてまいります。

【生活保護・自立支援

課】

②学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、状況を把握すること。

【回答】

子育て中の低所得世帯については、おかやま親子応援メールで困り事や

必要な支援についてアンケートにより把握するよう努めているところで
す。

【こども福祉

課】

学校では、年間1回実施する i-check、年間3回実施する ASSESS、毎月
実施する生活アンケートなどを通して、児童生徒の悩みや不安に寄り添う
ように努めております。

【教育

支援課】

③市内在住の保護者の援助を受けられない学生等については、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。

【回答】

学生への支援は、国が日本学生支援機構や各大学等を通じて実施しているところで、市として学生に特化した支援制度は考えておりません。

【こども福祉課】

(4) 中小企業・個人事業主等に対して多面的・継続的に支援を強化すること。

①事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用補助を制度化すること。

【回答】

コロナ禍や物価高騰の影響を受ける事業者への支援については、令和2年に実施した「事業継続支援金」を皮切りに、これまで様々な事業を適時適切に実施してまいりました。

今後とも、これまでと同様に市内の経済状況や商工団体等からのご意見、国・県の動向を踏まえ、有効な支援を検討してまいります。

【産業振興課】

②事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。

【回答】

民間ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換需要等に対応するため、借換対象外としていた「体質改善資金融資」について令和5年7月1日から借換可能とする拡充を行っており、今後とも必要な支援を行ってまいります。

【産業振興課】

③支援策の実施に当たっては、対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。

【回答】

昨年度実施した「岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金」や「岡山市省エネ機器導入補助金」以降、申請要件から減収要件を除外する等、対象を広くとらえるとともに、申請手続きにあたってはオンライン申請を活

用する等、可能な限り簡便な方法を用いております。
業振興課】

【産

- (5) インボイスについて、市内企業への影響を把握すること。そのうえでインボイス中止を国に求めること。消費税率5%への引き下げを国に求めること。

【回答】

インボイス制度及び消費税につきましては、国において、経済活動の動向や社会情勢を踏まえ議論されるべきものであり、適正に対応されていると認識しております。

【税制課】

- (6) 農林水産業者に対する支援を強化すること。

- ①農業、畜産・酪農、水産業等について、肥料、飼料、資材等の状況を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

【回答】

関係団体からの意見等を踏まえ、どのような支援が必要か検討してまいります。

【農林水

産課】

- ②支援事業について、実情に応じて要件の緩和や手続きの簡素化なども進め、継続的に支援すること。

【回答】

関係団体からの意見等を踏まえ、どのような支援が必要か検討してまいります。

【農林水

産課】

- (7) 補助や助成事業等の補助単価を、物価高騰に見合うよう増額すること。

- a) 防犯カメラ・LED防犯灯・集会所整備等町内会への補助

【回答】

防犯カメラ・LED防犯灯の設置に係る経費の補助については、持続可能な制度とするために、現状において増額は困難であると考えております。

【生活安全

課】

【集会所整備等】

「岡山市町内会集会所新築等補助金」については、令和3年度に修繕の限度額を50万円から100万円に、令和4年度に新築・増築の限度額を35

0万円から500万円に増額しており、限度額の範囲内であれば、物価高騰による増額についても、現在の補助率1/3の対象になります。

【市民協働企画総務

課】

b) 補装具、タクシー券、リフォーム助成等障害者福祉関連

【回答】

補装具については、国に対して物価高騰に見合う額となるよう要望してまいります。タクシー券等については、市況の動向を注視し、他の支援策等も勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

介護保険住宅改修費の支給については、制度上、上限額が国によって規定されており、増額は困難です。

すこやか住宅リフォーム助成制度については、積算に使う単価を毎年改定しており、引き続き適切な助成の実施に努めます。

【障害福祉課、介護保険課、福祉援護

課】

c) 就学援助

【回答】

新入学児童生徒学用品費については、令和4年度に小学生を対象に、令和5年度は中学生を対象に、それぞれ3,000円増額する見直しを行ったところであります。

今後も、国が示す基準の動向などを考慮し、適切に対応してまいります。

【就学

課】

d) スマートエネルギー導入、上下水道接続、合併浄化槽導入等

【回答】

スマートエネルギー導入促進補助制度は、省エネ機器等の普及を目的に実施しており、限られた予算内で、できるだけ多くの人にご利用いただけるよう努めてまいります。

【ゼロカーボン

推進課】

新たな水道利用者の方からいただいている加入負担金は、新・現水道利用者間の負担の公平を図ることを目的としており、ここに減免、補助等の制度を導入することは、受益者負担が原則の水道事業にはなじまないと考えます。

【水道局・

給水課】

下水道の未普及解消に向け事業推進している中、低地汚水ポンプ施設設置補助金・水洗便所改造等設備補助金につきましては、供用開始後3年度以内に下水道を新設する方々以外は対象とならないことから、増額をすることは考えていません。

【下水

道営業課】

合併処理浄化槽の補助金については、設置工事に係る補助に加えて令和2年度からは、単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管工事に要する費用について30万円を上限として、令和5年度からは汲取り便所からの転換に係る宅内配管工事に要する費用について30万円を上限として、また、便槽撤去工事に要する費用について9万円を上限として新たに補助しております。

【環境保全

課】

e) ゴミステーション設置 など

【回答】

助成額については設置費用等を考慮しながら今後検討してまいります。

【環境事業

課】

3 災害から市民生活を守るために

「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制・改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

- (1) 市民にとって、いざという時にどのように行動すればよいかを分かりやすくするため、フローを具体的に示すこと。

【回答】

災害時の避難行動や判断については、令和5年8～9月にかけて全戸配布した各種ハザードマップ内でマイ・タイムラインや行動マニュアルとしてお示ししており、それらをご活用いただきたいと思いますと考えております。

【危機管理

室】

- (2) 配慮を必要とする人が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

- ①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。

【回答】

個別避難計画については、災害リスクの高い地域にお住いの要支援者を優先して作成してまいります。

【危機管

理室】

- ②福祉事業者への委託は、地域での作成が困難なところから進めること。

【回答】

福祉事業者への計画作成委託については、まずは災害リスクの高い地域にお住いの要支援者について計画作成に取り組んでいただくようお願いをしているところです。

【危機管

理室】

- ③昼と夜では当事者も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定できるようにすること。

【回答】

まずは、災害リスクの高い地域にお住いの要支援者について、令和7年度までの作成を目指して取り組んでいるところで、昼夜それぞれに適する計画の作成については、国や他都市の動向に注視してまいります。

室】

④福祉避難所について

- a) 最初からでも避難できるよう変更されたことなど運用について、関係者に周知すること。

【回答】

福祉避難所の運用変更については、担当課が周知を行っており、防災出前講座などで、ご案内しているところです。

【危機管

理室】

施設側が受け入れ可能であれば、要配慮者の方々が福祉避難所へ直接避難することもできるよう改めたことなどの運用について、市ホームページ等を通じて周知しているところです。

【保健福祉企画

総務課】

- b) 該当施設の福祉避難所としての感染対策、資材の支援を市として行うこと。

【回答】

福祉避難所の感染症対策や資材については、各事業所で対応していただくこととしており、避難の長期化などにより物資が不足する場合には、備蓄物資からの提供などでの対応を考えています。

【危機管理室、保健福祉企画総務

課】

- c) 発災時には開設状況を危機管理室として把握すること。

【回答】

関係部局・企業等との連携により、把握に努めてまいります。

【危機管理

室】

(3) 自主防災組織に市として責任を

- ①自主防災組織は、小規模な町内会を連合町内会任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。

【回答】

高齢者が多い町内会や世帯数が少ない町内会等、単独で自主防災組織の結成が困難な町内会については、活動へのフォローを連合町内会にご協力
いただきたいと思いますと考えております。

管理室】

【危機

②マンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針を確立すること。

【回答】

自主防災組織は、町内会単位で結成していただいているところで、マンションにお住まいの方についても、自主防災組織の活動に参画し、防災活動に取り組んでいただきたいと考えております。

【危機管理室】

③自主防災組織の食料備蓄への補助は、更新にも使えるようにすること。補助は毎年度可能にすること。

【回答】

食料備蓄の更新についても、毎年度1回活用いただける活動運営費助成金において助成の対象としております。

【危機管理室】

(4) 避難所について

①避難所のうち学校教室について、垂直避難が必要な災害時は直ちに使えるようにすること。

【回答】

緊急時の垂直避難については、まずは命を守ることが先決であり、職員の到着を待つことなく、校舎への入り口を破壊してでも上階へ避難していただくよう案内しているところです。教室への避難については、施設管理者と連携しながら対応してまいります。

【危機管理室】

②車中避難者への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。

【回答】

車中泊が可能な避難所については、避難所開設の広報時に案内しております。また、平時よりwebハザードマップ等で表示をしております。今後も地域の出前講座等で、お伝えしてまいります。

【危機管理室】

- ③避難所運営を行う可能性のある地域関係者等に、最新の知見に基づく研修を行い、意識の向上を不断に図ること。地域での避難所設置運営訓練等に多様化やジェンダーの視点を盛り込むこと。

【回答】

地域関係者等への研修、避難所設置運営訓練等への多様化やジェンダーの視点の反映については今後、どういったことができるか研究してまいりたいと考えております。

【危機管理室】

【危機

(5) ハザードマップの改善・充実を

- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。

【回答】

令和3年度の見直しにあたり、関係部局とも調整し図郭（地図の範囲）、サイズなど、できるだけ表現方法を統一しているところでは、市民の皆様によりわかりやすく情報提供ができるよう取り組んでまいります。

【危機管

理室】

浸水（内水）ハザードマップについては、近隣の状況をわかりやすくするため、小学校区版を作成し、令和3年4月より公表しています。作成に際しては、関係部局とも調整し図郭、サイズなど、他のハザードマップと表現方法を統一することで、市民の皆様によりわかりやすいものをご提供できるよう工夫しています。

【下水道河川計画課】

【下水道

- ②浸水区域を想定するにあたっては、内水は市内全域でシミュレーションし出すこと。洪水は最大想定雨量を用いること。

【回答】

洪水ハザードマップは、比較的発生頻度の高いと考えられる、100年に1回程度の「計画規模降雨」が現実的であると見做し、これを踏まえ作成しております。

なお、河川管理者は、1,000年に1回程度の「想定最大規模降雨」も公表しており、参考として紙面に掲載しております。

【危機管

理室】

現在、公表中の浸水（内水）ハザードマップは、各地で最も被害の大きかった降雨を対象として、浸水被害を再現しています。 【下水道河川計画課】

- ③マップの更新にあたっては、無くなった学区や施設の名前に注意し、出来る限り最新情報に基づいて作成すること。

【回答】

更新のタイミングによって全てが最新情報にできない場合もあり得ますが、更新の際には出来る限り最新情報が反映できるようにしたいと考えております。 【危機管理室】

マップの更新の際は、出来る限り最新の情報を反映できるよう努めてまいります。 【下水道河川計画課】

- ④ウェブハザードマップは、随時更新すること。多言語表記の案内は、それぞれの言語で行うよう速やかに直すこと。

【回答】

WEB版ハザードマップのハザードデータは毎年1回更新、避難場所の追加・廃止等は随時更新を行うこととしております。多言語表記の案内については、市ホームページの言語切替機能により対応いただきたいと考えております。 【危機管理室】

- (6) 集中備蓄倉庫について、地域や災害の特性に応じて、各区に複数箇所設けること。

【回答】

集中備蓄倉庫については、各地域の特性に応じた配置となるよう努めてまいります。 【危機管理室】

- (7) 2018年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、総括をまとめて示すこと。

【回答】

平成30年7月豪雨災害の総括については、今後こういった形でお示しするか、研究してまいりたいと考えております。

【危機管理

室】

4 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について

①18歳まで完全無料化すること。

【回答】

入院については、令和5年10月より、中学生まで無料としていたものを高校生まで無料とし、通院については、令和6年1月より、小学生は自己負担1割を無料に、中学生・高校生は自己負担3割を2割助成し、1割となるよう制度の拡充を行ったところです。新しく拡充した制度を着実に実施してまいりたいと考えております。

【医療助成課】

②県に助成や県制度の創設を強く求めること。

【回答】

岡山県市長会を通じ、対象の拡大、所得制限の撤廃及び県下市町村一律の補助率にすることを県へ提言しているところです。

【医療助成課】

【医療助成課】

③拡充対象外となっている療養手帳所持者等も無料対象に含めること。また、難病患者等の指定外の疾病についての受診についても、無料化すること。

【回答】

子ども医療費助成制度の拡充に併せて、中学生と高校生の小児慢性特定疾病・自立支援医療・指定難病の通院治療については、助成対象となる疾患が限定されており、受診行動に影響がないと考えられることから、令和6年1月から自己負担額を無料となるよう制度の拡充を行ったところです。

新しく拡充した制度を着実に実施してまいりたいと考えております。

【医療助成課】

【医療助成課】

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。

【回答】

岡山市では、国の方針や県が策定した運営方針に則り、岡山市国保財政健全化方針を策定し、赤字補填目的の法定外繰入を解消したところであ

り、今後もこの方針を継続してまいります。保険制度である国保財政は、原則、保険料と公費で賄われるものであり、国において、所得の低い世帯に対する軽減制度を拡大するなど、制度上、被保険者の負担も軽減されていることから、一定の負担をお願いすることが必要であると考えています。 【国保年金課】

②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。

a) 所得制限なしで18歳までの均等割の負担をゼロにすること。

【回答】

国民健康保険料の減額賦課については、政令で定める基準に従うこととされており、市独自に均等割を軽減する対象者を拡大したり、軽減額を拡充したりすることはできません。

子どもに係る均等割保険料については、子育て世帯の負担軽減を図るため、岡山市を含む政令指定都市連名で国に軽減措置等の制度の創設を要望していたところ、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する制度が導入されることとなりましたが、引き続き軽減対象となる年齢及び軽減割合を拡大するよう要望しております。 【国保年金課】

b) 傷病手当金を制度化すること。その際は、自営業者やフリーランスも対象に含めること。

【回答】

傷病手当金は、保険者に保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができる任意給付とされております。

今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として財政支援を行うこととしたため行っているものです。

本市国保財政は大変厳しい状況であり、新型コロナウイルス感染症以外での支給や、国の基準を超えて自営業者やフリーランス等へ拡大して支給することは困難です。 【国保年金課】

c) 市独自の減免制度を拡充すること。就学援助相当の収入であれば、就学前児や高校生のいる世帯も対象に含めること。

【回答】

就学援助や高校の授業料減免を受けていることによる保険料の減免は、

各扶助・支援制度に現に該当する状況にあることを理由に行うものであり、減免制度の拡充は考えておりません。

なお、子どもに係る保険料については、均等割の軽減について、国の財政負担により対象となる年齢や軽減割合を拡大するよう、政令指定都市連名で要望しております。

【国保年金課】

d) 多子減免制度を創設すること。

【回答】

国民健康保険料の法定軽減制度は、世帯の被保険者数が増えると軽減対象となる基準所得額が上がり、軽減に該当しやすくなります。国は、平成26年度から令和2年度まで7年連続と令和5年度に軽減の基準所得額の引上げを行っており、軽減対象世帯の割合は増加しています。本市としては、今後も現行の減免制度を適切に運用したいと考えています。

【国保年金課】

e) 市の「4割減免」の収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市民には積極的に周知すること。

【回答】

国民健康保険料の法定軽減範囲が令和2年度まで7年連続と令和5年度に拡大されており、軽減対象世帯の割合は年々増加しております。そのため、4割減免の基準は拡充させることなく、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

4割減免の制度については、保険料納入通知書に同封するリーフレットや窓口で配布するパンフレット等に載せて周知しております。

【国保年金課】

③資格証の発行をしないこと。

【回答】

被保険者証の代わりに交付する資格証明書は、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務です。そのため、運用自体をやめることはできませんが、令和3年度に交付対象の見直しを行い、保険料を支払う一定以上の資力があるにもかかわらず納付いただけない世帯にのみ交付することとしております。

【国

【保年金課】

- ④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げ、負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。

【回答】

保険料負担に係る公平の確保の観点から、国は保険料の賦課限度額を段階的に引き上げる方針ですが、中間所得者層の保険料の負担感が重くなっていることから、国に対して政令指定都市連名で、賦課限度額の根本的なあり方について検討するよう要望しているところです。

【国

【保年金課】

- (3) 加齢に伴う補聴器の購入費用を助成すること。市として、使用実態や希望、フレイルや認知症との関連性などを調査すること。聞こえに不安を抱いている市民に対するQOL向上のために、啓発の推進、学びの場や相談窓口の設置などを進めること。9期計画にも位置付けること。

【回答】

加齢性難聴に関しては、令和6年度に、加齢に伴う補聴器の購入費用助成の制度を創設するとともに、加齢性難聴に関する啓発に取り組みます。

加齢性難聴に係る調査については、これまでも国際機関や、国、医療関係、機器メーカー、関連団体などから様々な論説データ、調査結果が発出され、研究成果や全国的な動向が示されているところであり、それらを活用するとともに、今後事業を行っていくうえで、必要に応じて調査を行っていきたいと考えております。

また、岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案においても、加齢性難聴について記載をしております。

【高齢者

【福祉課】

- (4) 市として、介護保険の負担軽減を図るため以下を実現すること。

- ①介護保険料を引き下げること。

【回答】

令和6年度から3年間の第9期介護保険料基準額については、第8期と同額に据え置くこととし、低所得者（第1段階～第3段階）については、保険料率を引き下げ、保険料額を引き下げることとしています。

【介護

【保険課】

②保険料について、国保並みの市独自の減免制度を創設・拡充すること。今ある減免制度については、HP等で公開すること。

【回答】

保険料の減免については、法定減免に加えて、世帯収入、資産の状況等を条件として第1段階相当まで軽減する、市独自の減免制度を設けています。

また、減免制度の概要が記載されたリーフレットを保険料納入通知書に同封することで、全被保険者に毎年周知しているほか、より詳細な減免要件等についてもホームページに掲載しています。

【介護

保険課】

③保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

【回答】

岡山市では、保険料の段階数を国の標準段階を上回る14段階に増やすことで、中間所得階層の細分化及び高所得階層の増設を図っており、市独自の弾力的な対応を行っております。

なお、保険料の高騰を抑制するため、財政支援を拡充するよう、政令指定都市連名で国へ要望しております。

【介護保険課】

**【介護保
険課】**

④2021年8月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えて制度が使えなくなった、控えた等の声がある。低所得層の実態を把握すること。

【回答】

令和3年8月の国の制度改正は、在宅サービス利用者と施設サービス利用者との公平性の観点から行われたものであり、実態調査は考えておりません。なお、市民の方などからご相談があった場合には、個別の事情に応じて、負担軽減等の各制度をご案内しております。

【介護保険課】

**【介
護保
険課】**

⑤利用料について、前年度収入により負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。

【回答】

国が定めた補足給付の範囲を超えて軽減措置を行うことは利用者負担の公平性の観点から適当でないと考えます。引き続き、被保険者及び対象施設に対し、この制度の趣旨、内容を周知するよう努めてまいります。

【介護保険課】

**【介護保
険
課】**

⑥介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市として賃上げ支援を行うこと。

【回答】

介護人材の確保については、現在、講師派遣や新任職員交流事業等を実施しているところで、今後も介護人材の更なる確保に向けて、関係機関等と協議しながら検討してまいりたいと考えています。

介護職員の処遇の改善につきましては、令和6年2月から5月にかけて月6,000円相当の賃上げを岡山県において補助金交付事業として実施することとしており、その後については、国が令和6年度の報酬改定の中で、処遇改善分を見込んでおり、動向を注視してまいります。

【事業者指導課】

⑦ペナルティ回避のため、保険料納付の時効を無くすよう国に制度改善を求めること。

【回答】

時効により徴収権が消滅することは、介護保険法第200条で規定されており、法令に基づき対応すべきものであると考えます。

【介護保険課】

⑧社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援すること。国に制度改善を求めること。

【回答】

本制度は、社会福祉法人の社会的役割の一環として制度化された制度であり、国県市費の負担割合が国において規定されていることから、市による支援の拡大は困難です。

また、制度の改善については、対象者の要件を緩和するよう、政令指定都市連名で国に要望しています。

【介護保険課】

⑨第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で、年金や生活保護でも入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デイの整備を進めること。

【回答】

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、地域密着型特別養護老人ホームを1施設、認知症グループホームを2施設整備する方針です。

【事業者指導課、高齢者福

社課】

⑩今後の在宅医療・介護を考えたとき、訪問看護、訪問介護の仕組みの充実が必要と考える。ヘルパー移動時の費用補償などさまざまな課題があることについて、市として把握し、対応方針と計画を持つこと。

【回答】

訪問看護、訪問介護などを含め、介護サービスが将来にわたって継続的に提供される適切な報酬単価となるよう、政令指定都市連名で国へ要望を行ってまいります。

**【介護
保険課】**

【介護

⑪国で議論されている介護保険制度見直しに対して、利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

【回答】

制度改正に当たっては、保険者の意見を十分に踏まえ、被保険者の負担が過重とならないよう、政令指定都市連名で国に要望しているところで

す。
**【介護保険
課】**

【介護保険

(5)生活保護について、受給者の人権を大切にし、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

①特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やす、IT技術の活用による近親者への通報設備の導入などの取組を進め、孤独死防止に努めること。

【回答】

ケースワーカーの訪問回数は個々の世帯の状況等により判断しており、また状況に応じて制度利用の提案なども行っているところです。引き続き関係機関及び地域の民生委員等と連携を密にしながら、孤独死防止に取り組んでまいります。

**【生活保護・自
立支援課】**

【生活保護・自

②扶養照会は、原則不要とすること。

【回答】

扶養照会については、国の基準に基づき要保護者からの聞き取り等による扶養の可能性調査を行った上で判断しており、引き続き適切な対応に努めてまいります。

【生活保護・自立

支援課】

③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。

a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。

【回答】

生活保護制度では、エアコンを保護開始時や転居の場合など一定の要件を満たす場合に支給しております。

【生活保護・自立支援課】

援課】

b) エアコンなど主要家電が壊れた時の買い替え費用を支給または補助すること。

【回答】

生活保護制度では、エアコン等を買替えるため、日常生活に著しい支障を来す恐れがあるなど一定の要件を満たす場合に貸付制度の利用を認めており、必要に応じて丁寧に案内をしています。

【生活保護・自立支援課】

援課】

c) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。

【回答】

冷暖房費の補助については、現時点では考えておりません。

【生活保護・自立支援課】

課】

d) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発に力を入れること。また、ケースワーカーに徹底しきること。

【回答】

生活保護制度を必要とする人がためらわずに相談することができるよう、市ホームページに生活保護の申請は国民の権利である趣旨を掲載し、周知に努めているところです。

引き続き、生活保護の申請に来られた方等へ寄り添った対応を心がけてまいります。

【生活保護・自立支援課】

援課】

④生活保護のケースワーカーについて

a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。

【回答】

引き続き担当部局と人員の充足に向けての協議を続けてまいります。

【生活保護・自立支援

課】

- b) 異動サイクルを見直すなどして、制度を熟知し、高い人権意識をもち、専門能力を生かした対応が出来る職員を福祉事務所単位で育成すること。

【回答】

ケースワーカーの異動・配属については、福祉事務所の専門性が継続できるよう担当部局と協議してまいります。

【生活保護・自立支

援課】

- (6) 障害児・者の支援拡充を

- ①心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。

【回答】

国は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方針を示しており、岡山市でも退院支援に力を入れているところであり、引き続き現行の制度を続けてまいります。

【医療助

成課】

- ②県に、精神医療費助成制度を統一して拡充するよう求めること。

【回答】

県への働きかけにつきましては、県内が統一された制度となるよう、岡山県市長会を通じ提言しているところです。

【医療助

成課】

- ③相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。

【回答】

岡山市障害者基幹相談支援センターの設置により、困難ケースを相談できるようになったことで、相談支援専門員の負担軽減につながっており、事業所への訪問や研修機会により、人材育成や新規事業所の掘り起こしなど事業所増加につながる取り組みを行っています。

また、岡山県が実施している相談支援従事者初任者研修会参加者の分析・動向把握による実態の分析が必要であると考えており、岡山県へ働きかけているところです。

国に対しては、事業所が参入しやすいように報酬の見直しについて、引き続き要望してまいります。

【障害福

祉課】

④放課後等デイサービスについて、市内で増加しているが、サービスの質に疑問を持たれる相談が寄せられている。また、スタッフの資格や人数など、基準が不十分な現状もある。

a) 市として、まず現状を把握すること。

【回答】

実地指導等の機会を捉えて、人員基準を満たしているか確認してまいります。

【事業者指導課】

【事業者指導課】

b) 施設や従事者の発達支援に関する専門性を高めるよう取り組むこと。

【回答】

国や県及び発達障害者支援センターが実施する、発達障害児者とかかわる支援のための講座や研修の内容を、引き続き事業所に情報提供してまいります。

【事業者指導課】

【事業者指導課】

⑤18歳以上の強度行動障害等に関する相談が増加している。市として実態を把握すること。グループホームを増やすなど、いわゆる「親なき後」問題等についても支援できる体制を早急に構築すること。

【回答】

強度行動障害への対応は関係機関との連携が不可欠であり、個別の状況に応じて適切な機関が連携して対応していく必要があります。支援の在り方については連携して引き続き検討してまいります。

一】

【発達障害者支援センター】

⑥市有施設のトイレを整備・改修する際には、すべてオストメイト対応にすること。

【回答】

市有施設のトイレを整備・改修するにあたっては、利用者の視点に立ち、きめ細かい配慮がなされたものとなるよう各部署へ働きかけてまいります。

【障害福祉課】

【障害福祉課】

⑦補装具・日常生活用具について

- a) 支援対象用具を実情に応じて拡大すること。特にオストメイト関連を増やすこと。

【回答】

オストメイト関連は、装具の装着にあたり必要となる皮膚保護剤等の専用品を対象としております。なお、用具の範囲拡大については、実情や制度等を踏まえ、今後も研究してまいります。

【障害福祉課】

- b) 耐用年数について、実情に応じて見直すこと。

【回答】

耐用年数については、現在のところ見直しを考えておりませんが、耐用年数未満でも、装具の状態等を踏まえ必要性が認められる場合には、再支給等を行っています。

【障害福祉課】

⑧市発達障害者支援センター「ひかりんく」について

- a) 平日の相談に来れない人のために土日も対応できるようにすること。

【回答】

相談対応につきましては、相談者の事情に配慮しながら事前予約のうえで実施しているところであり、今のところ土日での対応は考えていません。

【発達障害者支援センター】

- b) 相談件数の増加に対応できる体制を構築すること。

【回答】

相談件数については近年増加がみられたところですが、現在の体制で対応できていると認識しています。

【発達障害者支援センター】

- c) センターの医師の体制を拡充すること。

【回答】

支援における医師の担う役割は重要ですが、現在の体制で対応できてい

ると認識しています。
ター】

【発達障害者支援セン

⑨福祉サービスの応益負担原則をあらためるよう国に意見すること。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）では応益負担となっております。

【障害福祉課】

【障害福祉課】

⑩希望者への就労支援を強化し、マンツーマン対応やアフターフォローを充実させるなど、希望者への就労支援を強化すること。当事者が働く喜びを得ることができることを重視した定着促進を図ること。

【回答】

国が就労支援の強化を目的として新たに創設する「就労選択支援」サービスの内容などにも注視しながら、引き続きハローワークをはじめとする市内の就労支援機関と緊密に連携し、就労支援、定着促進に努めてまいります。

【障害福祉課】

【障害福祉課】

(7) 引きこもり支援の抜本強化を

①市ひきこもり地域支援センターの体制をさらに拡充すること。

【回答】

令和4年度から小集団活動の場を直接運営し、一貫した切れ目のない支援体制となるよう充実を図っております。

【保健管理課】

【保健管理課】

②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などいることを前提に、職員の専門性を高めること。

【回答】

外部研修の活用など、職員の専門性向上に努めております。

【保健管理課】

【保健管理課】

③他市事例等も参考に、アウトリーチで当事者を見つけ出すことを含め、全市の実態把握を行うこと。

【回答】

行政だけでなく、様々な機関と連携し、引きこもり当事者の把握に努めています。

【保健管理課】

- ④自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。担当制・マンツーマンで関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。自立支援の必要な若者への支援を進めること。

【回答】

個々の状況に応じた支援方針をたて、担当制を取りながら年齢に関わらず継続的に支援を行っております。 **【保健管理課】**

- ⑤支援に際しては、社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。

【回答】

個々の状況や希望に応じて、段階的にグループ活動や居場所の提供など支援を行っており、引き続き対応してまいります。 **【保健管理課】**

- (8) 無料低額診療の拡充と周知を

- ①院外調剤薬局の薬代を助成すること。

【回答】

無料低額診療における院外処方箋の薬代の取り扱いについては、社会福祉法上の制度としての課題であり、国において整理されるべきものであると考えており、今後も国の動向を踏まえて対応していきたいと考えております。

【福祉援護課】

- ②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

【回答】

啓発については、福祉事務所や寄り添いサポートセンターでのパンフレット配布や、市ホームページへ掲載を行っており、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

【福祉援護課】

- (9) がん対策推進条例について、意義を見直し、施策を拡充すること。

①市独自の計画を策定すること。

【回答】

条例制定10年目を経過した時点でがん対策の方向性を見直し、「がんの予防」「早期発見の推進」「緩和ケア・在宅医療の推進」「がんとの共生」を柱に、「岡山市がん対策推進条例」及び「健康市民おかやま21」に沿って対策を進めております。

【保健管理課】

②がん検診率が上がっていない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。

a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。

【回答】

引き続き、適切な検診間隔や費用負担のもと実施してまいります。

【保健管理

課】

b) 期間を通年にすること。

【回答】

身近な医療機関で検診を受けていただけるよう検診実施医療機関と調整し、検診が可能な期間を限定しても不便のないようにしております。

【保健管理

課】

c) 広報を強化すること。

【回答】

引き続き、周知啓発に努めてまいります。

【保健管理

課】

(10)「マイナ保険証」導入で現場ではトラブルが頻発している。市として市内医療機関や市民の実態をつかみ、マイナンバーカードを普及させるための健康保険証廃止に反対し、国に意見を言うこと。

【回答】

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものです。マイナンバーカードを活用し、国民にマイナ保険証で受診していただくことで、健

康・医療に関する多くのデータに基づいた、より良い医療を受けていただくことが可能となります。

政府は、安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境を整備するため「オンライン資格確認利用推進本部」を設置し、正確なデータ登録や医療機関等の現場における様々なトラブルへの対応を進めているところです。また、マイナ保険証を保有していない方については、本人の申請によらず、保険者が資格確認書を交付する方針を示しており、全ての方が必要な保険診療を受けられる仕組みとなります。

本市としては国の動向を注視しながら、今後も国の方針に従って適切に運営してまいります。

【国保年金課】

金課】

(11) 社会福祉協議会、寄り添いサポートの充実を

- ①寄り添いサポートセンターについて、体制拡充を引き続き進めること。あわせて、「寄り添ってくれていない」という市民の声があることを踏まえ、より市民の状況と心情に即した対応をするようにすること。

【回答】

岡山市寄り添いサポートセンターでは、支援員を増員するなど、より手厚い支援ができるよう体制強化を図っています。引き続き、各種研修等により支援員の資質向上に努め、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

【生活保護・自立支援課】

立支援課】

- ②コロナ特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。

【回答】

社会福祉協議会の特例貸付は国の制度であり、国の動向を注視してまいります。

また、相談支援事業について、支援員を増員するなど体制強化を図っており、引き続き、支援対象者とともに家計全体の収支が見える化することで家計管理の意欲向上を図り、早期の生活再生を支援してまいります。

【福祉援護課、生活保護・自立支援

課】

- ③市として、社協の制度を含め、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。(収入が生活保護基準を上回り、通

常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。)

【回答】

本市の貸付制度について、市ホームページやパンフレット等へ掲載し啓発しているところですが、社協の貸付制度も含め、必要な方に制度をご利用いただけるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。 **【福祉
援護課】**

(12) 新型コロナウイルス感染症に関して

- ①後遺障害とワクチン接種後の長期副反応（後遺症）について、市民の不安に寄り添った対応を行うこと。

【回答】

罹患後症状やワクチン接種後の副反応を疑う症状については、診断や接種を受けた医療機関で相談していただくようホームページ等でお知らせしております。

【保健管理課】

- ②後遺症等について、市として医療機関等とも連携し実態把握すること。市民対応と実態把握の両面から、市としても相談窓口を設けること。

【回答】

罹患後症状については、主な症状や受診先についてホームページ等でお知らせしているところです。

【保健管理課】

- ③後遺症等について、こういった事例があるのか、どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。

【回答】

分かりやすい広報に努めてまいります。

【保健管理

課】

- ④施設従事者の定期検査用の抗原定性検査キットは、早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。また、通所の介護や看護サービス事業所にもキットを配布すること。

【回答】

高齢者施設等集中的検査は終了しており、市で検査キットを備蓄する予定はありません。

【保健管理課】

5 子どもの健やかな成長のために

(1) 児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①この先、二度と児童虐待死事件を起こさせないとの強い決意を持ち、体制や仕組み、職員意識などすべてにわたって抜本的な見直しをはかること。

a) 「軽度」を含むすべての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。保護者や関係者との面談を毎月など定期的に持つこと。状況が変わるごとにケース会議を行うこと。

【回答】

検証報告書の提言内容を踏まえ、人事面と事業面から組織体制の強化を図りました。引き続き、組織体制の充実や事業の継続を行うとともに、令和6年4月に施行される改正児童福祉法等、国の動きに対応した事業を推進してまいります。

a) 全ての事例について、虐待再評価会議において状況の変化をふまえて支援方針の見直しを行っています。また、長期間現認できない事例については、警察に協力を求めることとしています。なお、面談やケース会議については、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、各事例に応じて適切な頻度を判断し実施しています。

【こども

総合相談所】

b) DVの要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。研修を行うこと。DV防止・被害者支援の部門とより緊密に連携をとれるよう体制を構築すること。

【回答】

DVと児童虐待をひとつながりのものと捉えた研修を行うなど、DVと児童虐待が併存する事案に対して適確な支援が行えるよう、職員の資質向上を図っています。また、DV対応機関との連携については、引き続き、女性相談所、男女協働参画相談支援センター、地域こども相談センター及び警察等の関係機関と連携を密にし対応してまいります。

【こども総合

相談所】

- c) 虐待の程度や緊急度の判断、判断の変更を、的確に行えるよう人員体制を拡充すること。

【回答】

令和5年度から複数のスーパーバイザーや現職警察官を配置し、さらに援助方針会議へ弁護士が参加し法的観点から助言が受けられる機会を設けています。引き続き、これらの多くの専門職の視点を取り入れて虐待事案を精査する体制を維持し、適確な緊急性の判断、介入及び支援に取り組んでまいります。なお、人員の増員につきましては、今後も関係部局と連携を図りながら人材確保に努めてまいります。

【こども総合相談所】

- d) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。連携について事例があれば示すこと。ケース会議のメンバーに必要な応じて民間支援団体を加えること。

【回答】

民生委員・児童委員等の地区組織や地域のNPO等へケースへの見守り等を依頼するなど、適宜連携をはかっているところです。また、支援にかかわっている事業所等の参加が必要と判断される場合は、ケース会議に参加していただき、支援体制づくりにつなげています。

【こども福祉課】

- ②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。

- a) 管理職は、経験者を配置するとともに、専門職として長期育成の視点を持つこと。

【回答】

人員配置については、引き続き関係部局と連携を図ってまいります。

【こども福祉課】

人員の拡充につきましては、引き続き関係部局と連携を図りながら努めてまいります。

- a) 令和5年4月から児童相談所長経験者をスーパーバイザーとして採用し、職員の資質向上に向けた指導を行っています。また、今後も計画的な専門職の育成に努めてまいります。

【こども総合相談

所】

- b) こども総合相談所の人員体制は、対応ケース数の増加傾向も踏まえ、児童福祉司1人あたり40ケースを目指して、増員計画を立てること。その際、異動で一時保護所等の体制を弱める手法を取るのではなく純増をはかること。

【回答】

現在、国の児童福祉司の配置基準は満たしていますが、引き続き児童福祉司の業務が過重とならないよう、適切な業務の進行管理に努めてまいります。また、地域こども相談センターとの役割分担を図り、事案の主担当を明確にしてまいります。

なお、一時保護所については、ケアの困難度が高い子どもが入所するという特性を踏まえ、専門的な人材を確保してまいります。

【こども総合相談

所】

- c) 担当ケースを持たないスーパーバイザーを配置すること。

【回答】

こども総合相談所では、令和5年度から複数のスーパーバイザーを配置することにより、適確な緊急性の判断、介入及び支援に取り組んでいます。地域こども相談センターでは、専門職の充実など体制強化について関係局と協議を行っています。

【こども総合相談所、こ

ども福祉課】

- d) 県の児童相談所との連携強化や人事交流をはかること。

【回答】

県の児童相談所とは、定期的な連絡会議や合同研修により、顔の見える関係が構築されており、連携を取りやすい環境となっています。また、令和5年度から、県の児童相談所と児童福祉司の人事交流を再開しています。

【こども総合相談

所】

- e) 有資格者は正規で配置すること。

【回答】

児童福祉司、児童心理司及び児童指導員の任用資格者である正規職員は、現在国の配置基準を満たしていますが、引き続き人員の拡充について

関係部局と連携を図りながら努めてまいります。
相談所】

【こども総合

③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわりが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。

a) 専門職の配置について基準を定めること。

【回答】

国から示される「一時保護施設の設備・運営基準」をもとにした条例を令和6年度中に制定する予定です。条例の内容を踏まえて一時保護所の体制の充実を図ってまいります。

【こども総合

相談所】

b) 保育士は経験者で専門的な知識を有する者を配置すること。

【回答】

一時保護所の職員については、被虐待児に対しての専門的な養育技術に加え、児童の権利擁護についての深い理解が必要であり、計画的及び継続的な人材育成が必要であることから、保育士の配置についても、関係課へ要望してまいります。

【こども総

合相談所】

c) 学生アルバイト等で補う体制は直ちにやめ、必要な人員は正規で配置すること。

【回答】

国から示される「一時保護施設の設備・運営基準」をもとにした条例を、令和6年度中に制定する予定です。この条例を踏まえて検討してまいります。

【こども総合

相談所】

④善隣館について

a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。公募も視野にやる気のある専門人材を確保すること。

【回答】

館長の人事については、人事当局と協議の上、適正な人材の確保に努めてまいりたいと考えています。

【こども福

祉課】

b) 経験豊富なスーパーバイザーを配置すること。

【回答】

現在のところ、善隣館にスーパーバイザーを配置する予定はありませんが、今後、スーパービジョンのあり方について研究してまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、所管課とこども総合相談所は、入所児童に対して定期的なヒアリングを実施し、意見箱の声は直接把握すること。

【回答】

入所児童に対しては、こども総合相談所が定期的に児童と面接しています。入所者の直接の意見を把握する仕組みとして、こども福祉課へ直接届くハガキをこどもの権利ノートに添付しています。意見箱については、善隣館において管理していますが、投函された意見内容に応じ、こども福祉課やこども総合相談所と共有・相談を行なっています。

【こども福祉課、こども総合相談所】

d) 地域に開かれた施設にするために、地域住民やボランティア、NPO 団体などを含む運営委員会を設置すること。

【回答】

地域住民、ボランティア、各種団体の方々とは、定期的な行事や招待行事での交流を行ったり、余暇や学習面での支援をいただいたりしています。

今後も地域に開かれた施設になるよう努めてまいります。

【こども福祉課】

e) 抜本的な老朽化対策をとること。

【回答】

現在、個別施設計画に沿って建替えを検討しているところであり、それまでの間は、入所児童の生活に不都合が生じないように法定点検のほか、職員による通常点検を行い、必要な修繕を実施してまいります。

【こども福祉課】

(2) 就学前教育・保育について

- ①将来にわたり安定的に良質な就学前教育・保育を持続するために市立幼稚園、保育園の廃止・民営化を行わないこと。

【回答】

将来にわたり安定的に良質な就学前教育・保育を持続させるために「民にできることは民にまかせる」という民営化の方針や統廃合は必要であると考えています。

【こども園

推進課】

- ②定員が 300 人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから「普段の散歩に行けなくなった」「運動会が集団演技ばかりになった」「異年齢交流が減った」など、保育の後退の状況を指摘する声があることを踏まえ、市として大規模園をつくらない方針を持つこと。合わせて、就学前教育・保育施設の適正規模について、市として研究すること。

【回答】

こども園の運営は、保育の内容や質が担保できるよう、設備運営基準に関する条例等に基づき、適切に学級の編制や職員の配置等を行ってまいります。同条例には適正規模についての規定はなく、園の規模と保育内容の関連の調査や大規模園化を避ける方針を持つ予定はありません。

【こども園

も園推進課】

- ③保育園の給食は保育と一体のものであり、幼児教育・保育の無償化の流れの中で、副食費を無償にすること。

【回答】

保育施設での給食の材料にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、保育施設等を利用する保護者も自宅で子育てを行う保護者と同様に費用を負担していただく必要があると考えています。

【保育・幼児教育課、幼保運営

課】

- ④市立園における画用紙や色紙などの教材費の保護者からの徴収について、共有して使う保育材料が公定価格に含まれていることから、不当な徴収の疑いがある。徴収をやめること。

【回答】

教材費は、保護者の同意を前提に、保護者に実費負担を求めることができる費用をお願いしているものと認識しており、今後も分かりやすく適切な運用に努めてまいります。

【幼保運営課】

⑤保育士を増やす施策を強化すること。

- a) 児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行うこと。特に0歳児2:1、1・2歳児5:1は速やかに実現すること。

【回答】

業務負担軽減を目的に保育支援者雇用に対する補助など保育士の離職防止として定着率の向上に取り組んでいるところですが、保育士の配置基準については、保育の質の向上の観点から全国的な対応をすべきであり、国に対して早期に改善を実現するよう要望しております。

【保育・幼児教育課、幼保運営

課】

- b) 市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。

【回答】

多様な雇用形態を活用しながら良質な保育環境の確保に努めてまいります。

【人事

今後も保育士確保に向けて、何ができるか検討していくとともに、計画的な採用を行ってまいりたいと考えています。

【幼保運営課】

- c) 市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。

【回答】

育休復帰後の育児短時間勤務等、両立支援制度の活用については、園長会を通して制度の周知、指導等を行っており、制度の活用も徐々に進んでおります。引き続き、制度が活用しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

【幼保運営

課】

- d) 私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。

【回答】

岡山市独自の保育士賃金上乘せ等の処遇改善については、待機児童解消を目標として平成29年度から令和元年度までの取組みを令和5年度まで延長したものです。令和6年度は継続してまいりたい。

また、国において、現在職員配置基準の改善と更なる処遇改善についても検討されているところですが、市長会、政令市市長会等を通じ、処遇改善の更なる充実等要望を行ってまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育

課】

- e) 看護師を保育士の配置基準に含めずに専任で、全園に配置すること。

【回答】

市立園の看護師につきましては、健康管理支援業務等を職務内容として採用を行っております。乳児も含め、低年齢児やアレルギー児の在園も多く、看護師の配置は必要であると認識しており、引き続き看護師の確保に努めてまいりたいと考えております。

【幼保運営課】

私立保育施設につきましても、単市事業として、看護師等を加配している施設及びアレルギー児対応調理員等を加配している施設に対して補助を行っております。

【保育・幼児教育課】

- f) アレルギー対応を強化すること。

【回答】

市立園につきましては、アレルギー児の給食に対応するため、給食調理員の加配を行っております。

【幼保運営課】

私立保育施設につきましても、単市事業として、看護師等を加配している施設及びアレルギー児対応調理員等を加配している施設に対して補助を行っております。

【保育・幼児教育課】

(3) 「保育園に入れない子」ゼロをめざして

- ① 「隠れ待機児童」とも呼ばれる未入園児童は613人おり、岡山市において待機児童問題はまだ深刻である。子どもが多い地域では、さらに認可保育園整備を進めること。

【回答】

子どもの多い地域につきましては、公私立問わず認可保育所・こども園の定員の弾力化を実施いただくとともに、小規模保育事業、事業者内保育事業、特認登録保育施設や企業主導型保育事業による取組も併せて、地域の需給バランスを勘案しながら必要な受け入れ枠の確保を図ってまいります。

なお、出生数の減少によるニーズの減少が予測される中、新たな認可保育園の整備は行わない方針です。

【こども園推進課】

- ② 認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。これらの児童については、市として認可園への入所を確保する立場で施策を講じること。

【回答】

待機児童数は、国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき算出しています。

一定の質が担保された認可外保育施設を含めた保育の受け皿全体で待機児童の解消に取り組んでおり、今後も安定した保育環境を維持しつつ、保護者の意向に寄り添った支援を継続してまいります。

【就園管理課】

- ③ 3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。

【回答】

市立園における3歳児教育は、認定こども園の整備により進めていく方針です。定員については、地域の需給バランスなどを勘案しながら必要に応じて対応してまいります。

【幼保運営課】

- ④ 市立幼稚園では預かり保育を実施すること。

【回答】

預かり保育については、すべての市立幼稚園で実施することは困難と考えております。

【幼保運営

課】

(4) 障害児保育について

- ①公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。

【回答】

私立保育園・認定こども園を含めたすべての園において、広く障害児保育を行うことができる環境整備を進めており、専門家による巡回指導や公立園長経験者による巡回相談を行っています。また、公立園については、障害児2人につき保育士1人の割合での配置基準に基づいて保育士を加配しており、私立保育施設における保育士の加配について、令和元年度より、障害児2人につき保育士1人の配置をした場合の補助金の拡充を行っております。特別な支援を必要とする児童への適切な対応が行えるよう、国に対して給付費の拡充を図るよう要望しております。

公立の園では現在9園を拠点園として人員体制等の整備をしていますが、令和6年度から拠点園を新たに1園開園し10園となります。通常園を拠点園同様の人員体制等の整備とすることは困難と考えます。

【保育・幼児教育課、幼保運営

課】

- ②重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることはないよう、各園において人員体制の拡充や施設のバリアフリー化を進めること。

【回答】

医療的ケア児について受け入れ拡大のため、令和4年度より複数人受入れ、看護師を複数人配置する場合に補助金を拡充しております。また、医療的ケア児への対応などを進めるため、国に対して財政措置の拡充を図るよう要望しております。

【保育・幼児

教育課】

医療的ケア児など特別な支援を要する児童の受入れには、国の財政措置の拡充が必要であると考えており、国に要望しております。

【幼保運

営課】

(5) 病児保育を東区など各地域に増やすこと。そのために補助を抜本的に増額すること。

【回答】

増加傾向にある病児の受け入れを推進するため、令和4年度に病児保育事業者3施設の新規募集を実施しました。2事業者の応募があり、受け入れの拡充が図られています。

【保育・幼児教育課】

(6) 放課後児童クラブについて

①年度当初から待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。

【回答】

施設については、教育委員会や学校の協力を得ながら、クラブや学校の状況に応じて専用施設の建設や特別教室のタイムシェアにより整備を進めているところです。

人員については、応募者数を増やすため、職業の周知を図るとともに、より効果的な募集の広報を行ってまいります。また、市立クラブにおいては、人員の確保と定着に向けた手当の導入を検討しているところです。

引き続き、各運営主体と協力しながら、必要な支援員等の確保に努めてまいります。

【地域子育て支援課】

②市立クラブについて

a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の長短のみを見るのではなく、日中の短時間パートであっても勤務時間帯中に児童が帰宅する場合には、児童福祉法に言う「保護者が（略）家庭にいないもの」であり、考慮に含めること。

【回答】

児童クラブを利用する児童は、児童福祉法で「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」と定められております。

このため、市立クラブでは、入所決定の際、保護者の勤務時間数に応じた基準点を設定しており、新たに勤務時間帯を点数に反映することは考えておりません。

【地域子育て支援課】

b) 待機児童のいるクラブであって、転入や保護者の就労などによる場合は、

年度途中でも入所申込を受け付けること。途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。

【回答】

入所希望者の随時申請については、保護者や児童の利便性向上の観点から、今後の検討課題と認識しております。

なお、年度途中において、退所等によりクラブの定員に空きが生じた場合、入所保留児童のうち入所点数の高い方から順次入所決定を行っております。

【地域子育て支援

課】

- c) 保育計画は、行事や手作りおやつなどの体験を充実させることや、発達保障の観点に沿ったものにする。

【回答】

市立クラブにおいては、国の運営指針に沿って岡山市立放課後児童クラブの基本方針及び年間目標を策定し、それらに基づき、各クラブで目標及び育成支援計画を作成し、クラブ活動に活用しているところです。

【地域子育て支援

課】

- d) 前項の観点で、市立化の検証を行うこと。

【回答】

市立クラブの運営については、ふれあい公社による職員の個別ヒアリングや地域連絡会議で出た意見等を通して、関係者の声を広くお聞きするとともに、定期的開催される主任支援員会議において、行事やおやつなども含めた運営内容に関する様々なテーマについて、意見交換や共通認識を図っているところです。

【地域子育て支援

課】

- e) 総支給額が初任給で14万円台では若者が職業として選べない。支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。その際、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。

【回答】

市立児童クラブの正規職員の処遇については、移行に伴い、給与水準の

底上げを図るとともに、児童クラブの勤務年数に応じた前歴加算制度を導入しております。加えて、福利厚生や各種手当等を充実させるなど、総合的に改善を図ったところではあります。さらに、国が示した放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、令和4年2月から非常勤職員も含め、手当等による改善も図っております。

なお、利用料については、受益者負担の考え方に基づき、サービスに見合った経費を負担していただくこととしております。 【地域子育て支援課】

f) 待機児童の解消を待たずに、毎週土曜日開所について、クラブごとの状況を把握し、可能なところから実施すること。

【回答】

まずは、1番の課題である待機児童の解消に優先的に取り組み、土曜日の毎週開所については、その後の検討課題とさせていただきたいと考えています。

【地域子育て支援課】

【地域子育て支援課】

③作業療法士の派遣を具体化すること。

【回答】

本市では、作業療法士や臨床心理士などを講師とした発達障害児対応専門研修を実施しております。引き続き、研修を継続的に実施することで、児童への適切な対応や支援員等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

【地域子育て支援課】

④登録外の学童保育施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をするとともに、運営への支援策を講じること。

【回答】

本市では、条例で定める基準を満たし、市に放課後児童健全育成事業開始の届出を行った事業者に対し、市からの補助等により運営の支援を行っております。

また、令和4年度から新たに届出済民間クラブへの補助制度を創設しておりますが、運用開始にあたっては、類似の事業者にも放課後児童健全育成事業の届出や補助制度について周知を図ったところです。

なお、類似事業者から届出等について相談があった場合は、基準の説明や質疑応答、現地確認等の対応を行っております。

【地域子育て支援課】

【地域子育て支援課】

(7) 子ども貧困対策を強化すること。

①子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。

【回答】

子どもの貧困対策については、「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」として策定しております。他の様々な子ども・子育て支援策と連動して進めていくことが重要だと考えています。なお、本年度実施した「子どもの生活実態調査」を踏まえ、令和6年度にはプラン改訂を進めていくこととしています。専門部署の設置について、現在は考えていません。

【こども福祉

課】

②市として子どもの権利を擁護する立場にたち、支援者を支援する観点から、居場所づくりなどのNPO団体への支援を強化すること。具体的には人件費への補助など、継続的な支援の仕組みを構築すること。

【回答】

本市では、子どもの居場所づくりを促進するために、相談窓口の運営をはじめ、立ち上げ助成金の交付や、交流会・研修会の実施、アドバイザー派遣、情報配信など、岡山市社会福祉協議会が行う継続的な支援活動を支援しているところです。

また、物価高騰のもと活動が継続できるよう、市社会福祉協議会を通じて継続支援金の交付を行ってきたところです。

令和6年度も引き続き市社会福祉協議会と連携して子どもの居場所づくりを支援してまいりたいと考えています。

【こども福祉

課】

③奨学金の充実を図ること。

a) 給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。

【回答】

令和2年度に創設した本制度については、他の公的支援制度との比較により額等を積算したものです。対象要件の拡大や金額の増額については、他制度の状況を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えています。

【こども

福祉課】

b) 岡山市貸与型奨学金の返済について猶予や免除を行うこと。

【回答】

すでに返済された方との公平性を欠くため免除することは考えておりませんが、貸与者の相談に応じながら、必要な場合は支払い猶予を行っているところです。

【こども福祉課】

④就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。

a) 認定基準を引き上げること。

【回答】

現時点で認定対象者の拡大は困難と考えておりますが、生活保護基準が引き下げられる中でも、就学援助については、現行の認定基準を維持しております。

引き続き、国が考える基準額の動向を注視するとともに、申請者の状況の把握に努めてまいります。

【就学課】

b) 修学旅行、PTA 会費等、国が示す費目の全てを実費で支給すること。

【回答】

修学旅行費は全額支給には至っていませんが、支給額を増額するなどの見直しを行っています。

現状では、支給費目の拡大や、費目の全てを実費で支給することは困難な状況ですが、引き続き、国が考える基準額の動向を注視しながら、実態の把握に努めてまいります。

【就学課】

c) 修学旅行費は、前払いや旅行代理店への代理納付ができるようにすること。

【回答】

修学旅行費は、直接必要な交通費、宿泊費、見学料を対象とし、上限の範囲内の実費を支給しているため、修学旅行前に支給することは難しいものと考えております。

また、就学援助費は、保護者ご本人または保護者の委任を受けた校長に対して支給するものであり、旅行代理店への代理納付等は難しいものと考えております。

【就学課】

d) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。

【回答】

できる限り早期に支給したいと考えていますが、市外転出動向確認等、認定後の児童生徒の異動調査も並行して行う必要があるため、現行の3月中旬より支給日を早めるのは難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。

【就学課】

e) 支給対象を私立学校にも広げること

【回答】

就学援助の支給対象を私立学校にも広げる対応については、令和6年度から実施してまいりたいと考えております。

【就学課】

f) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担とならないようにすること。

【回答】

就学援助では、就学に必要な費用を援助するという制度の趣旨を踏まえ、通学に必要なヘルメット等の用品購入費用については、新入学生徒学用品費（中学1年生）及び通学用品費（中学2・3年生）の中で対応していただくこととしています。自転車保険料の支給については、現在考えておりません。

【就学課】

生活保護制度では、通学に際し自転車を利用する必要がある場合には、ヘルメットの購入費用や自転車保険料についても給付しています。

【生活保護・自立支援課】

(8) 出産・育児期を通して女性が働き続けることと少子化対策の両立の観点から、以下の施策を進めること。

①認可保育施設での夜間・休日保育を拡充すること。

【回答】

認可園に対して事業実施を呼びかけているところですが、希望する園がない状況であり、認可保育施設での休日、夜間保育の拡大は容易ではないと考えております。

【保育・幼児教育課】

②事業所内保育の拡充に向けて、必要な支援を行うこと。

【回答】

待機児童の解消がほぼ達成された現時点において、量の拡大となる事業所内保育の募集をする考えはありません。

【保育・幼児教育課、こども園推進課】

③学童保育について、保育時間の時間拡大を進めること。また、預かり時間中に宿題等の学習支援に取り組めるようにすること。

【回答】

まずは、1番の課題である待機児童の解消に優先的に取り組み、開所時間の延長などのさらなるサービス内容の拡充については、支援員等の人員確保や保護者負担金への影響等の課題もあり、その後の検討課題とさせていただきます。

【地域子育て支援課】

(9) ヤングケアラーについて

①潜在化しがちな実態の把握のために、子どもに対する悉皆調査を行うこと。

【回答】

令和5年度に実施している「子どもの生活実態調査」において、ヤングケアラーに関する質問項目を盛り込んでおり、調査結果がまとまり次第、どういった支援に活かしていけるのか検討してまいりたいと考えております。

また、学校は、ヤングケアラーに限らず、普段の児童生徒の見守りに加え、教育相談や生活アンケート等を通じて、実態の把握に努めております。

【こども福祉課、教育支援課】

②小中学校での家庭訪問を復活させること。

【回答】

家庭訪問の実施時期や方法は各学校の判断によりますが、各学校では個別懇談の実施などにより、子どもと家庭の状況の把握及び課題の早期発見に努め、専門家を交えた組織的なチーム支援につなげられるよう取り組んでいるところです。

【教育支援課】

【教

③相談できる場所の広報を抜本的に強化すること。

【回答】

令和4年4月から、ヤングケアラー相談窓口を各地域こども相談センターへ設置しており、市ホームページに掲載するとともに、市内の学校全児童生徒へのチラシ配布やオレンジリボンフォーラム及び子ども虐待防止サポーター養成研修等において、積極的な周知啓発を行なっているところです。

【こども福祉課、保健福祉企画総務課、教育支援課】

④家事支援ヘルパーを利用料負担なしで派遣すること。

【回答】

すでに令和2年度から、養育支援ヘルパー訪問事業として、利用者負担のない家事支援を行なっており、令和5年度からは、先の事業に替えてヤングケアラー家庭も想定した子育て世帯訪問支援事業を行っております。

【こども福祉課】

⑤全ての窓口職員に対して、ヤングケアラーの観点を持つための研修を行うこと。

【回答】

ヤングケアラーとは何かやヤングケアラーの相談窓口について、様々な研修の機会を利用して、窓口職員等への周知啓発を行なっているところです。

【保健福祉企画総務課、こども福祉課、教育支援課】

⑥不登校支援にヤングケアラーの視点も盛り込むこと。福祉部門との連携を強化すること。

【回答】

学校では、教育相談や生活アンケート等により、子どもの不安や悩みを読み取ることで早期発見につなげる教育相談体制を整え、早期対応できるよう福祉部門を始めとする関係機関等と連携しており、今後も引き続き連携してまいります。

【教育支援課】

(10) 妊産婦支援について

①多胎児の出産・育児への支援を強化すること。

- a) 多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、シルバー世代産前産後応援事業とは別に制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。対象も就学前までに拡大すること。

【回答】

妊産婦支援のシルバー世代産前産後応援事業では、家事や育児、多胎児家庭を支援するために必要となる知識を習得する養成研修を修了したシルバー世代の支援者を派遣しています。また、利用期間は産前1か月から産後5か月となっていますが、多胎児や5歳以下の子どもが3人以上いる世帯は産後12か月に延長しています。

別の制度の実施や対象年齢を拡大する予定はありません。

【地域子育て支援

課】

②産後ケアについて

- a) 宿泊ケアを利用する際に利用可能日数を増やすこと。他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。宿泊ケアを就学前まで広げること。

【回答】

実施機関によっては、産後ケア利用時に兄弟姉妹を預かるサービスを有料で提供しております。

産後ケアは産婦の心身ケアや育児サポートを目的とした事業であり対象は出産後一年未満としています。

【保健管理

課】

- b) 訪問育児を事業化すること。

【回答】

産後ケア事業は、短期入所型、通所型に加え令和5年4月から訪問型も実施しております。

【保健管

理課】

- c) レスパイトを充実させること。

【回答】

産後ケアにはレスパイト（休息）も含まれており、充実を図っております。

す。

課】

【保健管理

③若年妊娠や高リスク妊娠、不妊治療について、経済的負担を軽減すること。

【回答】

経済的負担の軽減については、出産・子育て応援金の給付や不妊治療の保険適用など、国において様々な支援策が図られております。

【保健管理課】

④さんさん育児相談事業について、予約しなくても参加できるようにし、以前の開催形式に戻すこと。

【回答】

予約制の導入により、待ち時間短縮や相談時間の確保など利便性が向上しており、引き続き予約制で実施いたします。なお、当日予約なしで来所された場合も、相談対応しております。

【保健管理課】

6 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために

過度な競争教育の弊害が、国際機関からたびたび指摘されている。また、制服や校則など管理型教育の諸問題もある。市と市教育委員会には、子どもたち1人1人が自分らしく成長していけることを、公教育の中でいかに保障するかという課題意識に立ち、「誰一人取り残さない、誰もが自分のペースで成長していける」というメッセージを発することと共に、以下各項の実現をはかるよう求める。

①2023年度及び24年度の定数内の欠員状況を明らかにすること。

【回答】

令和5年5月1日時点での定数内の欠員は1人でした。令和6年度については未定です。

【教職員課】

【教職員

②教職員が安心して働けるよう、教職員定数の抜本増を国に強く求めること。

【回答】

教員の増員につきましては、いわゆる義務標準法の範囲内で、学校の実態や課題に応じた適正な配置を行うために、国に加配を要望しております。

【教職員課】

【教職員

③教員の定数内正規率を上げること。大量退職時代を迎える中、先輩教員の層が一定あるうちに教員採用増を図ること。

【回答】

正規教員の増員を図る必要はあると認識しており、今後の定年延長による定数への影響、児童生徒数や特別支援教育による学級数の増減など様々な要因を踏まえながら、安定した採用を継続して行えるよう計画的に行いながら、正規教職員比率を高めてまいりたいと考えております。

【教職員課】

【教

④35人以下学級を前倒し実施すること。

【回答】

少人数学級の早期実現については、義務標準法の改正により小学校での35人学級化が順次進められているところであり、今年度4年生まで完了

しております。一律に義務標準法を超えた少人数学級とすることは考えておりません。

【教職員課】

- ⑤教職員の精神疾患による病休について、状況を推移を含めて把握し、原因を分析して、対応策をとること。

【回答】

精神疾患による病休者については、推移を含めた状況把握に努めております。引き続きメンタルヘルスの充実に取り組んでまいります。

【教職員課】

- ⑥教員不祥事が相次ぐ現状で、綱紀粛正や研修だけでなく、過度な評価制度を見直し、高ストレス環境を改善して、支えあう「チーム学校」をめざすこと。

【回答】

不祥事根絶に向け、風通しの良い職場環境づくりなど、環境改善の必要性は認識しており、引き続き努力してまいります。評価制度については、適切に運用されているものと考えております。

【教職員課】

(2) 学校給食について

- ①学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省も自治体負担が望ましいとしている燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。

【回答】

無償化には、毎年、継続的に多額の財源を確保する必要があり困難と考えています。

ただし、来年度の保護者負担の軽減対策として、重点支援地方交付金を活用して、燃料費等その他経費の支援を行う予定です。

【保健体育課】

- ②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。

【回答】

調理場施設の老朽化等、学校給食が直面する諸課題に対応し、安全で美

味しい給食の持続的かつ効率的な提供と食育の一層の推進を図るためには、小学校については自校方式を堅持し、中学校についてはセンター化等により集約化を図ることが望ましいと考えております。

今後、この方針に沿って、調理場の更新、整備を進めてまいりたいと考えています。

【保健体育課】

③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。

【回答】

現在の岡山学校給食センターは、昭和46年に建設されたものであり、施設の老朽化、耐震基準を満たしていないこと、衛生管理面への対応などの諸課題があります。また、学校給食が直面する給食施設の老朽化や児童生徒数の減少などの諸課題に対応するためある程度の調理場の集約化は必要であると考えています。

【保健体育課】

④調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。

【回答】

子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であり、直営と民間業者が切磋琢磨し、それぞれの良さを活かしながら共存できるように、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいるところです。

【保健体育課】

⑤給食食材の地産地消を充実させること。食育の観点から地産地消率の算出は食材数ベースでも子どもたちに示すこと。

【回答】

岡山県内産を地場産物として捉え、学校給食基本献立の中に地場産物を取り入れ、積極的な使用に努めております。

地場産物の使用状況の算出方法につきましては、金額ベースで算出することにより、食材の品目数や取扱量の把握が可能となり、給食費に占める地場産物の使用割合を確認できることから、食材数ベースに戻すことは考えておりません。

【保健体育課】

⑥地元の農家や事業者の食材を優先調達できるようにすること。そのために、中学校区外でも納品できるようにすること。食材の安定調達の名のもとに農家等に全量納入を必須化することは、教育委員会側が手間を惜しんでいるに過ぎない。

【回答】

各学校が、農家や事業者から直接、食材を購入しているケースがあることを踏まえ、学校給食費の公会計化後も引き続き購入できる仕組みを創設することとしています。

【保健体育課】

(3) 学校給食公会計化にあたって

①保護者に求めるのは、口座登録だけにする。

【回答】

学校給食費の公会計化にあたり、給食費の納付先がこれまでの学校から市へ変更となるため、改めて市が契約行為として、学校給食の申込みをお願いすることとしています。

【保健体育課】

②給食費を滞納した場合に児童手当等から徴収することについてあらかじめ同意を一律に求めるのをやめること。児童手当から徴収できるようにすることは、児童手当制度の本来の趣旨に反する。

【回答】

「児童手当及び特例給付に係る学校給食費に徴収に関する申出書」や「学校給食費滞納時調査及び情報共有に関する同意書」は、滞納時の支払いにおける保護者の手続き簡素化のため、給食提供申込書に、あらかじめ同意事項欄を設けているところです。学校給食は、保護者から徴収する学校給食費で運営しており、平等性・公平性の観点からも事前同意は必要だと考えています。

【保健体育課】

③公会計化にあたって給食申し込みをしなかった場合でも、保護者の給食費滞納があった場合でも、児童生徒への給食提供は決して止めないこと。

【回答】

給食を希望する全ての児童生徒には、給食の提供を行います。

課】

- ④保護者が滞納した場合に、強権的な姿勢で対応しないこと。

【回答】

滞納された方には、納入していただけるように丁寧な対応を心掛けたい
と思います。

【保健体

育課】

(4) 総合教育会議と教育大綱について

①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。

【回答】

文部科学省からの通知のとおり、総合教育会議では、政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務

課】

②教育大綱について、全国学力・学習状況調査や岡山っ子アセスの成績を指標にして子どもたちや教員を駆り立てるのではなく、のあり方に特化した議論をすること。子どもの意見を聴いて考えること。

【回答】

全児童生徒、保護者、教職員を対象とした岡山市独自調査の結果を政策、施策に反映しております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

③教育大綱は、具体的な数値目標を立てないこと。

【回答】

教育大綱は、全ての子どもたちを育てていくための方針であり、目標達成に向けて、定量的な指標は必要なものと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務

課】

④「選択と挑戦を繰り返す」は、掲げるのをやめること。「挑戦」できない子に間違ったメッセージを送りかねない

【回答】

将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちにとって、岐路に立った時に適切な選択ができ、たとえ失敗しても挑戦していける資質を育むことが大切と考えております。

【総務法制企画課、教育企画

総務課】

(5) 岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。生活習慣や学習状況に関する調査は、別途行うこと。

【回答】

全国学力・学習状況調査及び岡山っ子アセスは、子どもに適切な支援が

できるといった効果があり、貴重な機会だと考えております。

現在のところ、他の調査に替える予定はなく、今後も継続して実施してまいります。

【学校指導

課】

(6) 平和教育について

- ① 具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として市内の平和の取組事例を示すこと。戦跡巡りなど岡山空襲に関する取組を全校で位置付けること。

【回答】

岡山市立学校では、学習指導要領に基づき、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を促すようにしたり、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにしたりするなど、児童生徒の発達段階に応じた平和学習を行っております。

また、教育委員会は、「岡山市平和の日」に合わせて、その意義を児童生徒に伝え、身近な地域に起こった空襲について考えを巡らせたり、平和の尊さについて考えたりする機会を設けるよう毎年通知しております。その中で、岡山空襲についての学習に役立つ資料を提供したり、施設見学や戦跡巡りなどの取組例を伝えたりし、各学校の実態に合った取組を推進しております。

【学

校指導課】

- ② 義務教育期間中に全員が 1 度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。

【回答】

各学校では「岡山市平和の日」などで空襲展示室の紹介をしたり、実際に現地に赴いたりしていますが、学校行事については、各学校の判断で行うようになっていますので、全校の施設訪問や費用補助は考えておりません。しかしながら、平和教育の重要性については、毎年伝えているところです。

【学校指導

課】

(7) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

- ① 不登校が増えている状況を直視し、学校の課題を検証すること。

【回答】

不登校児童生徒の状態を丁寧に把握し、適切な支援につなげるため、学校では、遅刻や保健室の利用状況、家族との関わりの状況など、子どもの状態をいくつかの視点に分けて捉えています。

各校の状況を把握する中で、岡山市全体の傾向を捉えるとともに、学校に対して、個々の状態に応じた助言を行っており、適切な支援がなされるよう努めているところです。

【教育支援課】

- ②子どもも教員も行きたくなる学校づくりを進めること。子どもが多様化する中で競争型、管理型の日本の教育の弊害が国際機関からも指摘されている。

【回答】

学校が、児童生徒理解をもとに、児童生徒一人一人の課題等に寄り添いながら効果的な支援を見極め支援することができるよう、今後も引き続き支援を続けてまいります。

【教育支援課】

- ③子どもの選択肢を増やすこと。遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。オンラインは早急に双方向型を確立すること。

【回答】

現在、登校していない児童生徒の不安を和らげるため、教職員がICTを活用した学習・相談支援等を行っております。

登校していない児童生徒や、別室の教室に登校している児童生徒に対する双方向型を含め、オンラインを用いたアプローチを今後も進めてまいります。

【教育支援課】

- ④地域のこども食堂や学習支援などを行っている民間支援団体とも積極的に連携し、居場所確保をすすめること。

【回答】

民間フリースクールをはじめとする民間支援団体との連携は重要と考えており、教育委員会では、民間団体を含む関係機関と、子どもたちの社会的自立に向けて、幅広く意見交換や情報共有を行う「岡山市教育相談機関定例連絡会」を年間3回実施しています。子どもたちの居場所づくりに向けたよりよい連携の在り方について検討してまいります。

【教育支援課】

⑤不登校支援員の専門性の向上、処遇改善をはかること。

【回答】

不登校児童生徒支援員の専門性の向上のための研修を年に2回実施しています。処遇改善については、今後も引き続き検討してまいります。

【教育支援

課】

⑥児童生徒支援教室は、職員の正規化など質の向上をはかること。

【回答】

職員の資質向上を図るために、初任者研修等の職員研修を実施したり、通室者数や支援の内容が異なる他室の勤務を経験できるよう配置換えを行ったりしています。

【教育支援課】

⑦「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置の検討に際しては、幅広い児童生徒や保護者、市民の声を聞くこと。子どもの通学保障の観点も含めること。

【回答】

学びの多様化学校につきましては、視察等により、情報収集を行っております。

現在、岡山市では「校内支援教室」や「ICTの活用」などの取組の充実により、学びの多様化に対応できるよう取り組んでいるところですが、既設の学校の設置後の状況や課題等の対応状況を注視しながら、岡山市の子どもたちのために研究してまいります。

【教育支援課】

(8) 家庭支援の充実について

①スクールソーシャルワーカーが足りていない。増員を計画すること。「学校と福祉をつなぐ」ではなく、学校現場に居て子どもの背景にある家庭を直接支援する福祉の専門職が必要である。

【回答】

現在、子ども相談主事は、月に1回程度学校に勤務しており、教職員への指導助言や保護者との面談をしたり、福祉機関や相談機関との情報共有を図ったりするなど、学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーとしての役割を十分果たしていると考えております。したがって、子ども相談主事とは別に、新たに社会福祉の専門資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置は考えておりません。

【教育支援課】

- ②スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。
経験の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。

【回答】

現在、スクールカウンセラーは拠点となる学校に配置しており、その他の学校は拠点校からの派遣校として、市内全校に勤務できる体制としています。勤務時間等の拡充については、他都市の状況等を注視し、情報収集に努めてまいります。また、スクールカウンセラーの専門性の向上のため、経験豊富なスーパーバイザーによるスーパービジョンを実施しています。

なお、正規化することについては考えておりません。 **【教育支援課】**

- ③家庭でオンライン学習をする際に貸し出す Wi-Fi 機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

【回答】

貸出機器を利用しない家庭の通信料が自己負担であることを踏まえ、公平性、公正性の観点から貸出用モバイルルータの通信料金については、保護者負担と考えておりますが、生活保護家庭や就学援助家庭については補助しています。 **【教育研究研修センター】**

(9) 学校現場での性教育について

望まない妊娠、若年妊娠の背景として、子どもたちに、自分の心身に関する知識が不足し、自分自身を大切にすることを学ぶ教育が足りていないことが指摘されている。自らの人権と健康を守るうえで、からだと性を学ぶことは不可欠との認識に立ち、以下事項の推進をはかること。

①包括的性教育について

- a) ユネスコが提唱する包括的性教育は、月経や射精、妊娠・出産の仕組みに限らず、人間関係やジェンダー平等、性的同意、コミュニケーションなど様々な要素を含んでいる。この視点を学校教育に取り入れること。

【回答】

性に関する指導や生命の安全教育において、人権尊重を基盤に、子どもの命や自他の性の尊重等の視点を大切に指導や支援を行ってまいります。

【保健体育課、学校指導課】

b) 子どもの発達を踏まえ9年間を見通した計画を立てること。

【回答】

上記の視点を踏まえ、各教科等とも関連させながら、各学校が実態に応じて学習の計画を立てているところです。 **【保健体育課、学校指導課】**

c) 特に日本の学校教育で足りていないと指摘されている避妊について具体的に教えること。

【回答】

性に関する指導については、学習指導要領に基づいた内容を指導しており、学習指導要領に位置づいていない避妊等の個別の案件については、各校の実態を踏まえて、必要に応じて対応できるよう情報提供をまいります。 **【保健体育課】**

②包括的性教育の推進にあたっては、岡山包括的セクシュアリティ教育研究会と連携すること。

【回答】

性に関する指導等について、学校が効果的に取組を進められるよう、関連団体等と情報交換を行っているところです。 **【保健体育課、学校指導課】**

③「性と生殖の健康と権利」を学校教育の中で明記すること。教育現場で教えること。

【回答】

性に関する指導については、今後も命を大切に考える考えや一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて指導してまいります。 **【保健体育課】**

④アフターピルについての周知も含め、上記の観点に立った教育を充実させること。

【回答】

性に関する指導については、学習指導要領に基づいた内容を指導しており、学習指導要領に位置づいていないアフターピル等の個別の案件について

ては、各校の実態を踏まえて、必要に応じて対応できるよう情報提供をしてまいります。

【保健体育課】

【保健体育課】

- (10) 生理用品は、トイレットペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。

【回答】

生理用品の提供については、従来、保健室等での対面提供を実施しております。また、令和5年度には、提供方法等の工夫し、必要とする児童生徒へ提供できるようにしています。

【保健体育課】

【保健体育課】

- (11) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。

【回答】

教職員等による性暴力の根絶に向け、どのようなことが効果的な手立てになるのかという視点に立ち、引き続き実効性のある対策を検討・実施してまいります。

【教職員課】

【教職員課】

- (12) 過大規模校の、運動場の広さが足りず、時間や曜日を制限されて児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、解消に向けて早急に対処すること。

【回答】

過大規模校については、教育条件均衡の観点から配慮することが必要であると考えていますが、長期的には児童生徒数の減少が見込まれることから、当面は余裕教室の転用やプレハブ教室の設置などで対応を図っております。

また、運動場で遊ぶ人数が大人数にならないように、各学校で体育館や運動場の使用を工夫し、安全にのびのび遊べる時間を確保しております。

【就学課、学校指導課】

【就学課、学校指導課】

- (13) 岡山っ子スタート・サポート事業について、1年生が複数クラスある学校では毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。前の年には3人いたのがゼロになるのは大変との学校からの声がある。

【回答】

岡山っ子スタート・サポート事業の配置基準は、小学校第1学年で30人以上の児童のいる学級となりますが、第1学年に複数学級が存在する学校で、1学級でも30人以上の学級がある場合は、他の学級が30人未満の場合であっても、第1学年の全学級を対象とするよう、配置基準の緩和を行っております。全クラス配置などの配置基準の見直しは考えておりません。

【教職員

課】

- (14) 図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。

【回答】

現在、1施設に1名を配置しており、引き続き多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教職員

課】

- (15) 体育館に常設型のエアコンを検討すること。

【回答】

体育館への空調設備整備については、今後、機能や効果について研究していきます。

【教育企画総務課、学校施設課】

設課】

- (16) 医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。

【回答】

岡山市では、専属で配置している看護支援員が、対象児童生徒に対して日常的に医療的ケアを日常的に行っており、日々の学校生活の中で信頼関係が築けるように努めています。また、手技確認を定期的に行うことで、技術を高め、対象児童生徒が安心してケアを受けられるようにしています。

【教育支援

課】

- (17) 制服は、性的多様性に対応でき、人権に配慮したものとなるようガイドラインを示すこと。児童生徒の「自主性」にすり替えることなく、人権に関わる問題だとの視点を持ち、教育委員会として責任をもって取り組むこと。

【回答】

制服については、保護者負担であることを前提に、岡山市では各学校の制服検討委員会等において、性の多様性をはじめ様々な観点から児童生徒・保護者・地域の方々と検討して決めています。

教育委員会としては、制服に関する最近の状況や見直しに必要な情報を示しており、その結果、制服の運用について見直しを進める学校が今年度も複数あります。今後も適切に情報提供をおこなってまいります。

また、性的マイノリティの児童生徒への配慮については、文部科学省の通知に則り、各校で丁寧に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう指導しています。

【学校指導課】

- (18) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。

【回答】

高校における1人1台端末については、学校が指定した学習内容だけではなく、家庭においても個々の目的に応じて幅広く使うものと考えており、保護者負担としております。

【教育研究研修センター】

- (19) 防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

【回答】

防災教育につきましては、各校の学校安全計画に沿って、計画的に行われ、それぞれの目的に応じた取組をしております。外部講師を依頼する場合は、各学校が、児童・生徒に何を学ばせたいか、内容を十分に吟味したうえで依頼をしているところです。

【教育支援課】

(20) 市立夜間中学について

①開校スケジュールを前倒しすること。

【回答】

夜間中学の開校にあたっては、既存校舎の改修が必要であり、施工にあたっては在校生の授業等への影響を考慮する必要があります。実際の改修工事は、令和6年の夏休みを中心に充てる想定としており、令和7年4月開校の前倒しは困難と考えております。

【就学課】

②在籍上限は、個別の状況に応じて慎重に検討すること。

【回答】

修業年限については、3年を基本としますが、3年間で教育課程を修了することが困難な場合も想定されることから、原則として最長6年までの在学を可能としております。個別の状況をしっかりと把握し検討してまいります。

【就学課】

【就

③1クラスは、40人より少人数にすること。

【回答】

学級編制については、学年1学級とします。生徒の人数や習熟度に応じて柔軟に編制することとしております。

【就学課】

【就学

④教職員の駐車場確保について、実情を踏まえ十分な数を確保すること。

【回答】

学校と協議しながら確保に努めてまいります。

【就学課】

【就学

(21) 中央公民館廃止後の公民館振興室について、検証すること。

【回答】

公民館振興室は、岡山市立公民館基本方針に基づき、引き続き適切に公民館の事業を進めてまいります。

【生涯学習課】

【生涯学

(22) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

本市においては、図書を搬送する連絡便業務や移動図書館車の運転業務への民間委託、中央図書館の施設管理への指定管理導入など運営面で工夫しておりますが、当面、司書業務への民間委託や指定管理者制度の導入は、考えておりません。

【中央図書館】

(23) 県家庭教育応援条例を岡山市に持ち込ませないこと。

【回答】

県条例においては、市町村に対する義務的な規定はなく、岡山市では平成19年に、岡山っ子育成条例を制定し、様々な施策を展開しているところ
【生涯

学習課】

(24) 統一協会やその関連団体のイベントを後援しないこと。情報収集を怠らないこと。

【回答】

イベントの後援については、市民から疑念を抱かれることがないように要綱にもとづいて適切に対応してまいります。

【教育企画総務課】

7 地域の農業を持続可能なものとするために

- (1) 市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう国に意見をすること。

【回答】

国の動向を注視してまいります。

【農林水産

課】

- (2) 以下を国に求めること

- a) 食料自給率向上を正面から掲げること。
- b) 農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。
- c) 水田活用の直接支払交付金について、要件厳格化や飼料作物転換補助の大幅削減をやめ、拡充すること。

【回答】

国において令和12年度までにカロリーベース総合食料自給率を45%に高める目標を掲げており、農業者へ水田活用直接支払交付金等の支援を行い、食料自給率の向上を図っているところです。

本市では、中国四国農政局から国の予算概要や制度等の説明を適宜受けているほか、施策の推進に関する意見交換等を行っているところです。

【農林水産

課】

- (3) 岡山中央卸売市場の施設について、建て替えも含めた抜本対策を検討すること。施設改修に際しては、一般会計から事業会計に対して適切な支援を行うこと。

【回答】

卸売業者など市場関係者と市場の将来像を探求すべく、具体的な協議を始めます。

【市場事

業部】

(4) 有害鳥獣対策を強化すること。

- ①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。近隣自治体等と連携を図り、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。

【回答】

本市が猟友会やJ A等とともに組織している岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会において、「岡山市鳥獣被害防止計画」を策定しております。

なお、当計画に記載された捕獲計画数は、個体数調査において予測した個体増加数を上回っており、捕獲計画数が達成できれば生息数は減少すると考えています。

【農林水産課】

- ②他市事例を参考に、防護柵の維持管理や草刈りなどへの補助制度を設けること。

【回答】

有害鳥獣の農作物被害対策として防護柵の普及を図るため、防護柵設置の初期費用の一部を交付し、農業者の負担を軽減する補助制度があります。

設置後の財産の維持管理については、所有者で行っていただくべきものであり、必要となる費用も所有者の負担でお願いしたいと考えております。

【農林水産課】

- ③利活用策について、市として補助事業化することを含め、多面的に研究を進めること。

【回答】

有害鳥獣の農作物被害に関して有効な対策を研究してまいります。

【農林水産課】

- (5) プラスチック被覆肥料について、水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどを農家任せにせず、市として情報提供を行うとともに、資材支援、肥料費への支援に取り組むこと。

【回答】

市のホームページにて、被膜殻の流出防止について等の情報発信をおこなっているところです。

【農林水産課】

【農林水産課】

- (6) J Aの統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。

【回答】

市では、就農後の農業経営の支援として、J Aや岡山県農業普及指導センター等の関係機関と連携し、気候や品種に応じた作物の生産についての助言や、資金の調達、営農計画の見直し、出荷方法の相談に応じるなどの支援を行っております。今後も関係機関と連携を継続しながら、農業者への支援に取り組んでまいります。

【農林水産課】

- (7) 50 戸連たん制度の廃止に伴い、猶予期間の駆け込みが想定されるが、優良農地の保全の立場を堅持すること。

【回答】

50 戸連たん制度の廃止は、農地法が定める許可要件に直接影響するものではありませんが、農地転用等の審査にあたっては、引き続き適切な手続きにより行ってまいりたい。

【農業委員会事務局】

【農業委員会事務局】

開発許可制度の見直しにより、農地の保全が図られるものと考えております。

【農林水産課】

【農林水産課】

(8) 農林水産振興アクションプランに、学校給食を位置付け、農業振興と学校給食における地産地消の推進をはかること。

【回答】

給食食材の納入には数量確保の問題など様々な課題があるため、現状、学校給食との連携をアクションプランに位置付けるのは困難と考えております。

【農林水産課】

【農林水産課】

学校給食につきましては、岡山县内産を地場産物として捉え、学校給食基本献立の中に地場産物を取り入れ、積極的な使用に努めております。

【保健体育課】

【保健体育課】

8 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

(1) 市街地のスプロール化抑制を

①50戸連たん制度は、猶予期間を設けずただちに廃止すること。

【回答】

50戸連たん制度を廃止することは、制度を活用した宅地開発を検討中の市民、事業者の皆さまに対して、一定の影響を与えるものと考えております。

また、農地転用や開発許可などの手続きには一定の期間を要します。

これらのことを踏まえ、制度廃止にあたっては経過措置を設けることとしており、近隣の制度廃止自治体の状況も参考にした上で、本市としては2年の経過措置を設けることとしております。

【都市計画課、開発指導課】

②20戸連たんの対象地域についても、農地の市街化は抑制すること。

【回答】

20戸連たん制度は、人口減少が著しい区域の地域コミュニティの維持・活性化を目的として、対象区域を限定して実施することとしています。

今後、20戸連たん制度により地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、本市の進める「コンパクトでネットワーク化されたまちづくり」に逆行しないよう、今後の開発許可件数の推移などを注視しながら、適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

【都市計画課、開発指導課】

(2) 市街地で放置されている空き家への対応について

①利活用・再生を抜本的に促進するための仕組み、制度を構築・拡充すること。

【回答】

空き家の利活用の促進につきましては、令和5年度からリフォーム工事に対する助成の予算額を拡充し、家財等処分に対する助成制度を新設しているところです。

あわせて、空き家情報バンクで有効活用促進するなど、引き続き利活用の促進に努めてまいります。

【建築指導課】

②所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、国に対策を求めること。市としても、必要な対応を急いで取ること。

【回答】

所有者等の一部が不明な空き家であっても、自らが所有する財産についての権利と、それを適切に管理する責務を有していることから、引き続き所有者等に対する啓発に努めてまいります。

【建築指導課】

(3) 市街地再開発事業は、市として計画性を持ち、個々の事業の採算性について市の財政負担を考慮し、年度ごとの限度額を設定すること。事業によっては市として中止も視野に検証すること。

【回答】

第六次総合計画の中で、中心市街地においては、様々な人が住み、交流する賑わいの空間として商業・文化等の高次都市機能を集積すると共に、土地の集約化や高度利用を図るなど、岡山の顔にふさわしいまちづくりを重点的に進めることとしており、その施策として市街地再開発事業を促進しているところです。

そのため事業実施にあたっては、年度ごとの限度額を設定する考えはありませんが、市が目指すまちづくりの方向性と整合することが重要と考え、組合が作成する事業計画について随時採算性を検証しながら指導・助言しているところです。

【市街地整備課】

(4) 公共交通について

- ①交通政策は、市民の移動権を守る立場に立ち、交通不便地域の20万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも立てること。

【回答】

岡山市では、公共交通を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくりを進めることとしており、岡山市総合交通計画では、平成30年から令和9年までの10年間を計画期間とし、「バス路線の再編」や「生活交通の導入」などに取り組むことで、あらゆる人の交通環境を向上させ、人とまちを元気にすることとしております。

こうした取り組みにより、「都心や身近な拠点に公共交通で30分以内に行ける人口」を30万人から36万人に増やすことや、「生活交通導入地域の人口」を23,000人から39,000人にすることを目標としており、目標達成に向け、今後も各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

【交通政策課】

- ②高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。

【回答】

岡山市では、生活交通として「デマンド型乗合タクシー」の導入に取り組んでおり、生活交通を持続可能なものとするため、それを利用する地域自らが、そのあり方について主体的に考え、また、地域住民の暮らしを支える生活交通の確保に責任をもって行うことが必要であると考えているため、地元検討組織と市が一緒になって取り組むこととしております。

「デマンド型乗合タクシー」については、タクシーチケットを単純に配布することに比べ、生活交通を持続可能なものとするだけでなく、地域の活性化やコミュニティ維持にもつながる優れた仕組みであると考えております。

【交通政策課】

重度心身障害者の外出を促進するため、一定の要件のもとタクシーを利用する際の料金の一部を助成しています。

高齢者の移動支援に関する令和6年度予算としては、住民互助による移動支援活動の活性化を図るため、活動団体に対する助成等を新たに実施します。なお、タクシーチケット配布など交通費助成については、今後更に

高齢者が増加していくなかで、料金助成制度を高齢者に適用することは困難と考えています。 **【地域包括ケア推進課、高齢者福祉課、障害福祉課】**

③地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。

【回答】

岡山市では、高齢者と障害者を対象とした運賃半額割引や生活交通の維持・確保など、公共交通維持のための予算を計上しております。引き続き、市民の暮らしを支える公共交通の確保のため、各種施策に取り組んでまいります。

【交通政策課】

④バスの市内路線を維持するための予算を創設すること。周辺路線を復活させること。

【回答】

令和5年6月より再開した岡山市公共交通網形成協議会において、持続可能な公共交通ネットワークの構築などについて議論を進めているところであり、路線再編や市の支援内容などについて利便増進実施計画として取りまとめ、具体的内容についてお示ししたところです。

また、周辺路線の復活については、最終的には交通事業者の経営判断となりますが、厳しい経営環境の中、限られた運転手での運行を行っており、困難な状況であると考えております。

バス路線が存在しない、また、バス路線が廃止された交通不便地区については、地域住民と一緒に生活交通の導入検討を行い、移動手段確保に努めていきたいと考えております。

【交通政策課】

⑤バス路線再編は、市がイニシアチブを発揮して、早急に具体化すること。

【回答】

令和5年6月より再開した岡山市公共交通網形成協議会において、持続可能な公共交通ネットワークの構築などについて議論を行い、路線再編や市の支援内容などについて利便増進実施計画として取りまとめ、2月に開催した協議会において具体的内容をお示しし、委員の皆様にご理解をいただいたところです。

今後、計画に基づき、事業者とともに路線再編に取り組んでまいります。

【交通政策

課】

⑥吉備線沿線において、L R T化議論とは切り離して、フィーダー交通の整備を進めること。

【回答】

桃太郎線L R T化では、より多くの方々が公共交通を利用できるよう、駅へ接続するフィーダー交通の導入により、桃太郎線を軸とした公共交通ネットワークの構築を進めていきたいと考えております。

フィーダー交通については、L R T化後の需要も考慮しながら、路線バスや生活交通など様々な手法を検討する必要があると考えており、L R T化と並行して検討してまいりたいと考えております。

【交通政策課】

【交通政策課】

⑦ふれあい号を住民の交通手段の1つとして活用できるようにすること。

【回答】

ふれあいバスはふれあいセンター利用者の送迎を目的としております。ふれあいバスを一般住民の交通手段の1つとして活用することは、公共交通機関の利用を阻害し、経営を圧迫するおそれがあるため、難しいと考えます。

【福祉援護課】

【福祉援護課】

⑧デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。

【回答】

経費の一部を地元負担で実施している生活交通については、地元負担軽減を図るため、令和3年度から、市が運行経費の80%を上限に負担しており、これによって運賃収入が経費全体の20%以上となれば地元負担はゼロとなります。

生活交通の運賃については、多くの方々に利用していただけるよう、低廉な運賃設定としており、免許返納者や障害者への運賃割引を実施している地区もあります。

【交通政策課】

【交通政策課】

- ⑨1日2000人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR上道駅にエレベーター設置を急ぐこと。

【回答】

令和2年11月には、国土交通省より、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標が公表され、鉄軌道駅のバリアフリー化の対象について、一日当たり平均乗降客数3,000人以上の駅に加え、重点整備地区における一日当たり平均乗降客数2,000人以上の駅も追加されました。

これを受け、令和4年3月に策定した「岡山市バリアフリー基本計画」において、岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅の5駅の周辺エリアを「重点整備地区」とし、今後、駅前広場整備や駅のエレベーター設置などによってバリアフリー化を促進することとしております。

上道駅自由通路へのエレベーター設置については、令和5年度から事業化し、現在、詳細設計を行うとともにJR西日本と協議を行っているところです。次年度以降、設置工事に着手したいと考えております。

また、駅構内のバリアフリー化については、早期に対応いただくようJR西日本に働きかけてまいります。**【交通政策課】**

(5) 生活道路等について

- ①補修・改善に力を入れること。

【回答】

生活道路の補修については、日々のパトロールや通報などを受けて、適宜対応しているところであり、また、整備についても地域の声を聞きながら進めているところです。今後も、引き続き安全安心な道路空間の構築に努めてまいります。**【道路港湾管理課】**

- ②歩道の改修・整備や点字ブロックの改修・延伸などとあわせて、バリアフリー化を促進すること。

- ③改修に際しては、歩道・自転車道と車道の段差解消を計画的に進めること。

【回答】②と③

「岡山市みちづくり計画」において、道路空間のユニバーサルデザインの推進を施策の一つとしており、バス停のバリアフリー縁石の設置や歩道の点字ブロックの敷設等を行っています。

また、歩道改修を行う際には、現地状況等を確認し、段差解消が可能な路線は歩道のセミフラット化を実施しています。

引き続き、すべての人が利用しやすい道路空間を確保するため、道路のバリアフリー化を進めてまいります。**【道路計画課、道路港湾管理課】**

- ④通学路として使っている道路の安全性を調査すること。ガードレールなど安全対策を強化すること。

【回答】

毎年、岡山市登下校安全プログラム（案）に基づき、教育委員会、学校、警察、道路管理者、自治会等で合同点検を行い、危険箇所の対策を行っています。引き続き、児童生徒の通学路の安全を確保するため、点検と対策を実施します。

【道路港湾管理課、道路計画課】

岡山市では、5年で全ての小中学校を一巡するように通学路の関係者による合同点検を実施しております。点検時に挙げられた道路の危険箇所に対しては、道路関係課や管理者、警察等による対応や対策に加え、各学校が交通安全指導等による対応をしております。なお、学校から依頼があった場合には、5年を待たず、その都度、合同点検を実施しております。

【教育支援課】

- (6) 公道における自転車道の整備を促進すること。

【回答】

岡山市では、岡山市自転車活用推進計画（令和4年3月策定）において、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出することとしております。

具体的には、歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、自転車は「車両」とあるという大原則を踏まえ、国のガイドライン等に基づき、自転車は車道を通行することを基本とした整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）で、自転車通行空間の整備を推進することとしております。

なお、整備にあたっては、利用者のニーズや交通量などの道路交通の状況等を勘案し、限られた道路空間を有効に活用した整備形態を検討し、関係機関と連携し、実効性の高い路線について、効果的かつ効率的な整備を進めます。

【交通政策課】

(7) 自転車の安全対策を強化すること。

- ①法改正で着用が努力義務化されたヘルメットについて、購入費用を補助すること。

【回答】

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の補助については、その効果も含め研究してまいりたいと考えております。

【生活安全課】

【生活安全

- ②自転車保険の費用を補助すること。

【回答】

今後も保険加入の必要性について周知啓発に取り組み、加入率の向上に努めるとともに、引き続き状況を把握してまいりたいと考えております。

【生活安全課】

【生活安全

(8) 市営住宅について

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。

【回答】

空き住戸の改修については、需要や地域バランスを考慮し、適切な市営住宅の供給にも努めているところです。

【住宅課】

【住宅

- ②全体の管理戸数について、高齢者の民間賃貸住宅への入居困難性を十分ふまえ、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。

【回答】

全体の管理戸数については、将来的な需要の見通しを踏まえた上で、市営住宅の管理戸数の適正化に努めてまいります。

また、令和5年12月に規則改正を行い、60歳以上の単身高齢者等の入居要件を緩和したところであり、今後も居住の安定確保と市営住宅ストックの有効活用を図ってまいります。

【住宅課】

【住宅

- ③共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。

【回答】

共用部分における手すり設置等のバリアフリー化については、入居者からの要望があった場合など、その必要性や状況を調査し実施しております。

【住宅

課】

- ④火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。提供される物品の一覧を消防団に提供するなど、情報共有と周知をはかること。

【回答】

火災の被災者の一時的な避難場所としてガスコンロ、照明器具等を配備しております。提供する物品については、関係部署に情報提供してまいります。

【福祉援護

課】

- ⑤近年では民間賃貸住宅でもエアコンは備え付けが一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。

【回答】

市営住宅のエアコンは、冷蔵庫や照明器具その他の家電製品と同様に入居者が必要に応じて用意すべきものであるため、市が設置する考えはありません。

【住宅課】

- ⑥大規模災害などの発生時の対応について、入居者や町内会等任せにせず、自主防災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。入居者からどう避難すればいいかわからないとの声が上がっている。入居者の避難について仕組みの構築が遅れているとの声がある。

【回答】

自主防災組織は、町内会単位で結成をさせていただいているところで、市営住宅にお住まいの方についても、地域の自主防災組織の活動に積極的に参画していただきたいと考えております。

【危機

管理室】

- ⑦入居者の年齢バランスを考慮し、多様な層が入居できるようにすること。

【回答】

令和5年12月に条例改正及び規則改正を行い、子育て世帯の優先入居や60歳以上の単身高齢者等の入居要件の緩和をしたところであり、今後も多様な世帯の居住の安定確保と市営住宅ストックの有効活用を図ってまいります。

【住宅課】

⑧共有スペースの管理について、住民任せにしないこと。

【回答】

公営住宅法や市営住宅条例に基づき、共用スペースの管理について、適切な運営に努めてまいります。

【住宅課】

【住

⑨建て替え時の集会所のエアコンや備品について、市で設置すること。

【回答】

今後、市営住宅を新設する際には、集会所のエアコンや備品について、他都市の状況や公平性の観点を踏まえ、市が設置することを検討してまいります。

【住宅課】

⑩建て替え後の家賃上昇を抑制すること。

【回答】

建て替え後の家賃については、公営住宅法や市営住宅条例に基づき、適切な設定に努めてまいります。

【住宅課】

【住

⑪住み替えの条件を緩和すること。

【回答】

住み替えの要件については、公営住宅法や市営住宅条例に基づき、適切な運営に努めてまいります。

【住宅課】

【住

⑫一時的な収入により収入要件を超えた場合に、機械的に退去させることのないようにすること。

【回答】

公営住宅法や市営住宅条例に基づき、入居者の実情に配慮しながら、適切な運用に努めてまいります。

【住宅課】

【住

(9) 移住定住促進や学生の市内就職支援のために

①市内で現に就労しているかどうかに関わらず、市外現住者も市営住宅への応募を可能とすること。

【回答】

岡山市営住宅条例では、「市内に住所又は勤務場所を有する者であること」を入居者資格のひとつとしております。市営住宅全体の管理戸数につきましては、将来的な需要の見通しを踏まえた上で、市営住宅の管理戸数の適正化に努めているところであり、市外に住所を有し、勤務場所を市内

に有しない方の入居につきましては、市営住宅の応募状況にも留意しながら、慎重に検討してまいります。

【住宅課】

②奨学金の返済に補助すること。

【回答】

奨学金返還支援については、県の支援金制度の活用状況や他都市の支援制度の実施状況などを研究しているところですが、利用者の実績が少ない、支援金の交付期間中に離職、転職、市外への転勤により交付対象外となるなど様々な課題があり、現状把握に努めてまいります。

【創業支援・雇用推進

課】

(10) 芸術創造劇場について

①特に学生や福祉団体等の利用について以前の市民会館や市民文化ホールの時からどう変化しているか実態を把握すること。これらの団体に対しては、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。

【回答】

市民文化芸術団体の利用が多く見込まれる中劇場については、条例に減免規定を設けています。また、附属設備使用料については、セット料金の導入など、市民が利用しやすい料金となるよう努めております。

【文化振興

課】

②利用状況を見ながら、施設設備の改善を進めること。具体的には以下について指摘の声がある。

a) トイレについて、位置が分かりにくい。トイレの表示が景観優先のため分かりにくい。

【回答】

トイレを含めた施設案内サインについては、誰もが認識をし易いサインとなるよう施設整備と併行して、計画を進めたものですが、分かりにくいなどのご指摘については、管理運営上、人的対応も含めて改善出来るよう努めてまいります。

【文化振興課】

b) 中ホール内で通路として使える部分に段差があり、転倒等の危険がある。

【回答】

中劇場客席の一部は、舞台演出などを考慮して取り外しが出来る仕様としております。

当該客席を取り外し通路等として利用される場合には、安全にご利用いただけるよう、施設管理者が確認・助言するようしております。

【文化振興

課】

c) 車いすの利用可能台数が、国目安より少ない。

【回答】

ご提案いただいた内容は、令和4年10月施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正に伴い、劇場の車いす席数について、新たに規定された項目です。

ハレノワは、令和4年7月に計画申請が完了しており、従前の基準で審査、工事完了検査を受検し適合した建物となります。

【文化

振興課】

(11) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。50戸連たん制度廃止により影響を受ける建築業者等に対する支援策としても考えられる。

【回答】

現在、住宅用スマートエネルギー導入促進補助金で窓断熱の改修に対して補助を実施しております。

【ゼロカーボン推進

課】

空き家に関しましては、空き家の適切な管理の促進を目的として、空き家を住宅として活用する場合及び住宅以外で地域活性化に資する目的で活用する場合に、そのリフォーム工事に対して助成を行っております。

また、旧耐震基準の木造住宅に関しましては、耐震化の促進を図るため、耐震改修工事に対して助成を行っております。

【建築

指導課】

身体機能が低下した高齢者や重度身体障害者を対象として、すこやか住宅リフォーム助成制度を行っております。ご活用いただけるよう、引き続き制度の周知に努めてまいります。

【福祉

援護課】

(12) 商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけでなく、個店の営業継続支援という政策の面からも制度を創設すること。

【回答】

商業振興については、商店街や連続した商業圏域が形成されているエリア等、商業集積により街区を形成している団体を中心とした支援が必要であると考えております。

振興課】

【産業

- (13) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、現在の実績を踏まえて、再度行うこと。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る炉数については、将来の火葬需要や地域慣習等の市民ニーズの観点も踏まえた検討結果であり、再検討を行う考えはありません。

【生活安全課】

【生活

- (14) 北斎場について、周辺的环境への影響調査を継続すること。住民との対話を継続すること。

【回答】

工事完了後2年間は「水質・可燃性ガス・排気ガス」を測定したところです。今後の調査についても、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な調査については定期的に実施していきたいと考えています。

【生活安全課】

【生活

9 自然・生活環境を守っていくために

(1) 二酸化炭素実質排出削減の2030年の目標を国並みではなく、より引き上げること。

【回答】

温室効果ガス削減目標については、国の施策との整合、国と市の温室効果ガス排出特性の類似性などを考慮して、岡山市地球温暖化対策実行計画に目標を設定しており、その目標達成に向け引き続き取り組んでまいります。

【ゼロカーボン推進課】

(2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを公表し、早急に具体化すること。まず、2030年までの6か年について具体的な行動計画を策定し、進めること。

【回答】

令和5年6月にゼロカーボンシティ岡山を実現するための道筋を示すものとして「岡山市脱炭素ロードマップ」を策定しております。

引き続きロードマップに従い、脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

【ゼロカーボン推進課】

(3) 各局で、施設ごとの二酸化炭素排出量、再生可能エネルギーの発電量、電力使用量を把握し、市民に公表すること。

【回答】

二酸化炭素排出量、電力使用量については市役所全体で、再生可能エネルギーの発電量については施設ごとに把握しており、いずれも環境白書で公表しております。

【ゼロカーボン推進課】

(4) 市有施設の再生可能エネルギー導入促進について

①市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視した上で、取り組みを加速すること。

【回答】

市有施設への太陽光発電設備の導入については、令和4年度末時点で123施設（発電量：2,447,849.9kwh）となっており、引き続き導入を促進

してまいります。
推進課】

【ゼロカーボン

②すべての市有施設で、自家消費を基本とし、余剰は売電または蓄電する再生可能エネルギーを導入すること。設置できそうなところに設置するという受動的な構えではなく、100%設置をめざすこと。全庁的な指針を示すこと。

【回答】

令和3年7月に、「再エネ100宣言 RE Action」へ参加し、市役所が自ら使用する電力を2050年までに100%再生可能エネルギーに転換していく方針を示しており、その実現に向けて取り組んでまいります。

【ゼロカーボン推進課】

③未利用地を太陽光発電等に活用すること。

【回答】

岡山市環境保全行動計画において、太陽光発電設備の積極的な導入を推進するとともに、多様な再生可能エネルギーの導入を検討することとしています。

【ゼロカーボン推進課】

令和4年度に改定した「岡山市公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の脱炭素の推進方針として項目を新たに追加し、温室効果ガス排出削減に向けて取り組むこととしています。 **【財産活用マネジメント推進課】**

④蓄電池の設置目標を立てること。

【回答】

再生可能エネルギーの利用にあたり、蓄電池は有効なツールの一つと認識しておりますが、設置にあたっては、費用対効果や施設ごとの特性を踏まえた検討が必要と考えております。

【ゼロカーボン推進課】

(5) 市民の再生可能エネルギー導入促進について

①住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。

【回答】

脱炭素社会の実現については、岡山市地球温暖化対策実行計画に長期目標を設定し、その目標達成のため、行政、市民、事業者が行うべき取組を明確にすることとしておりますので、その周知、啓発に努めてまいります。

【ゼロカーボン推進

課】

- ②導入促進のための補助について2023年度は補正増額したが、これを維持・充実させること。

【回答】

市民の再エネ機器等の導入に対しては、スマートエネルギー導入促進補助金により支援を行っております。引き続き皆様の要望にお応えできるよう、予算確保に努めてまいります。

**【ゼロカーボン
推進課】**

- ③蓄電池、太陽光発電について、重点的に補助率を拡充すること。

【回答】

岡山市におけるスマートエネルギー化がより効果的に実現できるよう、国・県等の動向も踏まえ検討してまいります。

**【ゼロカーボン推進
課】**

- ④中国電力に、太陽光発電の買取拒否（出力制限）をしないよう申し入れること。

【回答】

電気の出力制御は、供給量が需要量を上回った際に、大規模停電が発生するリスクがあるため、国が定めたルールに基づいて行われているものです。

**【ゼロカーボン推進
課】**

- (6) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。

【回答】

事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業の実施にあたっては、利用者の要望等をお聞きしながら、皆様によりご利用いただける制度となるよう検討してまいります。

**【ゼロカーボン
推進課】**

(7) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。

【回答】

営農型太陽光発電は収入拡大が期待される反面、パネルの遮光による生育不良や農作業のしづらさなどの問題もあるため、導入は農業者の判断によるものと考えております。このため国の補助申請をご希望の方等がおられましたら、中国四国農政局の申請窓口をご案内することとしております。

【農林水産

課】

(8) 焼却場は、将来的に2カ所体制をめざすこと。焼却ごみを無くしていく目標を持つこと。

【回答】

焼却施設の今後については、ごみ量の将来推計と併せて、次期「岡山市一般廃棄物処理基本計画」の中で検討したいと考えております。

【環境施設

課】

(9) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。

①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の助成などのインセンティブを設けるなどして促進すること。

【回答】

事業系生ごみの再資源化を図るため、民間施設の活用を図るよう周知・啓発に取り組んでまいります。

【環境事

業課】

②学校はじめ市有施設から発生する食品残さや市場から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。

【回答】

市有施設から発生する生ごみについて、施設管理者の再資源化に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。

【環境事

業課】

③市としても再資源化施設を整備すること。

【回答】

民間の再資源化施設の稼働状況も注視しながら、施設整備の必要性について検討したいと考えております。
【環境施設課】

(10) プラスチックの分別回収について

① プラ資源を含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。

【回答】

令和3年度改定の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、さらなるごみの減量を行うため、プラスチック、生ごみ、紙類の再資源化への注力など具体的な減量施策を盛り込んでおり、令和7年度の資源化率を31.1%にすることを目標としています。
【環境事業課】

② プラ資源の分別開始後も住民説明会を徹底するなど、市民への啓発を積極的に行うこと。

【回答】

プラスチックの分別回収を促進させるため、引き続き市民への周知・啓発に努めてまいります。
【環境事業課】

③ リサイクル推進員など分別資源化に関わる人や団体の活動への補助などを拡充すること。

【回答】

他部局を含めて、市として何ができるのかについて検討してまいります。

【環境事業課】

(11) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

岡山市の有料指定袋の料金は、多くの議論を踏まえた上で決定してお

り、ごみの排出抑制効果や他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう、1リットル1円を基本に設定しています。

令和3年度実施の市民意識調査では、「ごみの減量化とリサイクルの推進」に対する行政施策の「評価点」は、一定の評価（満足度）を得ているものと考えており、引き続き市民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

【環境事業課】

(12) 有料ごみ袋について、石油由来原料を使わない製品に切り替えること。

【回答】

令和2年度より、再生可能資源トウモロコシ、さとうきび等植物由来のものを原料とするバイオマスプラスチックを10%配合した有料指定ごみ袋を製作・販売しています。令和4年度以降は、配合割合を10%から25%に引き上げて発注しています。

【環境事業課】

(13) ごみ収集ステーションの設置を促進すること。

①路上に回収場所があるところについては、道路の安全確保や環境美化の観点からもステーションを設けられるよう支援すること。

【回答】

路上や歩道へのごみステーション設置については道路管理部局と協議してまいります。

【環境事業課】

【環境事業

②補助を増額する、市有地を提供するなど、設置しやすくすること。

【回答】

路上のごみステーションを廃止して移転等を検討している町内会等については他部局と連携し積極的に支援してまいります。

【環境事業課】

【環境事業

(14) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。

【回答】

本市では、家庭系粗大ごみの排出について、平成13年4月から、負担の公平性と市民サービスの向上と減量化を目的に、有料制戸別収集を開始しました。

有料戸別収集前のステーション収集（無料）の排出量は年間平均約1万トンありましたが、有料化実施後の排出量は約3千5百トン程度で毎年を推移しています。

このことは、有料化による3Rの意識の高まりと、事業系粗大ごみや市外から持ち込まれた粗大ごみが排除されたことが考えられます。

持ち込みによる無料回収や粗大ごみふれあい収集などの市民サービスも実施しており、今後ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

【環境事業課】

【環境事業

(15) ふれあい収集について

①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。

【回答】

対象とする要件については他都市の事例を含め研究してまいります。

【環境事業課】

【環境事業

②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。

【回答】

対象とする要件の確認方法については、運用面・体制の検討を含め、研究してまいりたいと思います。

【環境事業課】

【環境事業課】

(16) 事業系ごみについて。

①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。

【回答】

事業者責任の原則に基づき、定期的に見直してまいります。

【環境施設課】

【環境施設課】

②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。

【回答】

今後も分別・再資源化について適正に指導してまいります。また各施設において展開検査を強化してまいります。

【環境事業課】

【環境事業課】

(17) 産廃について

①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。

【回答】

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」に基づき、関係部署とも連携し、厳正に対応してまいります。

また、施設の稼働後においても、継続的に立入調査を行います。

【産業廃棄物対策課】

【産業廃棄物対策課】

②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないと政策的立場に立つこと。

【回答】

市町村が処理責任を持つ一般廃棄物と異なり、排出事業者が処理責任がある産業廃棄物の処理については、民間事業者による広域処理が基本となっています。

なお、設置計画に対しては、廃棄物処理施設設置等調整会議や岡山市産業廃棄物処理施設設置審議会等の場において、厳正に審査してまいります。

【産業廃棄物対策

課】

③水源保護条例を制定すること。

【回答】

水道局は、「岡山市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱」第4条に規定する廃棄物処理施設設置等調整会議にも参加し、事業計画に対する意見及び要望を提出することができるなど、既存の法令等において、水道水源の保護が図られているものと考えています。

【水道局・企画

総務課】

(18) PFAS 問題について、市民の不安にこたえ、PFAS に関する水質検査を、回数を増やして行うこと。県とも必要に応じて連携を強化すること。

【回答】

PFAS のうち、暫定指針値の定められている PFOS 及び PFOA の水質調査については、令和5年度途中から追加調査を行っており、令和6年度も引き続き実施する予定です。また、岡山県とも情報共有等に努めてまいります。

【環境保全

課】

令和6年4月より、市内給水栓20地点において検査回数を年2回から4回に増やす予定です。また、検査結果に変動等が見られれば従来通り臨時調査を実施し、水道水の安全安心の確保に努めてまいります。今後も必要に応じて、県、市の環境部局と連携を図ります。

【水道局・水

質試験所】

- (19) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

【回答】

大規模太陽光発電施設については、令和2年4月から一定規模以上の太陽電池発電所が環境影響評価法対象事業に追加されました。法に基づく手続きがなされた場合、市は、環境の保全の見地から適切に意見を述べるよう努めます。

また、防災の観点からは、岡山県の条例において、岡山市域を含めた土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害発生の恐れが特に高い区域への設置が禁止されているので、市独自の条例制定までは必要がないと考えております。

【環境保全課】

- (20) 川ごみ・海ごみについて

- ① 県や関係市町村等と協力して実態把握に努めるとともに、削減の目標と計画を持つこと。

【回答】

令和4年3月に策定した海洋プラスチックごみ対策アクションプランの推進を図るとともに、岡山連携中枢都市圏の市町とともに瀬戸内の海洋保全の推進に取り組んでまいります。

【環境事業課】

- ② 回収現場へのパッカー車の派遣なども含めボランティア団体等への支援を強化すること。個人で回収している場合には、ボランティア袋の提供など支援すること。

【回答】

市内のボランティア活動を支援するため、市民ボランティアが河川等の清掃で使用するボランティア袋や軍手、火ばさみの配布を行うとともに、ごみステーションからの運搬や焼却施設での処理を行っており、一定量以上の回収量がある場合は回収現場での収集も行っております。

【環境事業課】

- ③製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。
自動販売機のそばに回収ボックスがない事例が散見されるので、指導を強めること。

【回答】

岡山市環境美化条例において美化推進重点区域に容器入りの飲料又は食料を自動販売機により販売する事業者には、販売によって生じた容器がみだりに捨てられないように、回収容器の設置が義務付けされており、適正に回収することになっています。

【環境事業課】

- ④用水路へのネット設置を促進すること。

【回答】

ネット設置により、ゴミ・藻等の蓄積により通水の妨げが懸念されるため、現在、必要な箇所へ除塵機を設置し、ゴミや藻等の除去を行っているほか、通報等をいただいた場合は、水利関係者、市の職員、業者委託によりごみ撤去を行い、通水確保に努めております。

【農村整備課】

- ⑤用水路等の浮遊ごみについて、住民の力では取り除きにくい場合は、市の責任で回収すること。

【回答】

用水路等の浮遊ごみの除去については、水利関係者で必要時に実施しているほか、浚渫藻刈交付制度や用水路のゴミ等を収集・運搬を行う塵芥処理業務委託で対応しております。

【農村整備課】

- (21) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)にもとづく代替業務はただちに終結すること。

【回答】

今後のし尿収集量の推移を注視し、引き続き業界と協議していきたいと考えております。

【環境事業課】

(22) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。

【回答】

本市における野犬の保護、捕獲は、地域の方々等多くの市民の協力が不可欠です。今後も必要な協力をいただけるよう取り組んでまいります。

【保健管理課】

(23) 地域猫事業について、継続して取り組めるよう 2 年の制限を撤廃すること。

【回答】

現行の助成方法を大きく変更する予定はありませんが、引き続き、活動団体の状況を見守ってまいります。

【保健管理課】

10 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

- (1) 「今後における同和問題解決の基本方針」は差別の固定化につながるものであり、「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」ですすでに対応できていることから、速やかに廃止すること。

【回答】

社会状況の変化などにより依然として差別や偏見が形を変えて残っており、市としては部落問題の解決には至っていないと認識していること、国においても、部落問題のない社会実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されていることから、現段階では基本方針を廃止するという考えは持っておりません。今後については、状況に応じて慎重に検討していきたいと考えております。

【人権推進課】

- (2) DV 被害者支援について

- ①配偶者暴力相談支援センターの人員体制を拡充すること。相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。正規化すること。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターでは、5人の相談員がDV相談業務にあたり、引き続き適切に対応してまいります。

相談員については、開所以来、採用時に専門の資格の所持を求めておりませんが、相談員の専門性の維持向上のために、引き続きDVの専門研修や精神科医師のスーパーバイズを受けるとともに、弁護士のアドバイザー制度を利用した研修を受け、相談支援体制の充実を図っていききたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- ②被害者の自立まで一貫した支援ができるよう市として責任を持つこと。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターには、5人の相談員と兼務で2人の正規職員を配置しており、相談から自立を支援する関係機関へつなぐまでの支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

③シェルター運営に関わる民間団体について、質向上を支援すること。

【回答】

DV被害者の支援については、被害者に直接寄り添いながら細やかな支援を行っている民間シェルターへの支援が重要であると考えております。

そのため、令和4年度から国の交付金を活用して、先進的な取組を行う民間支援団体に対して補助金を交付しており、引き続き活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり

推進課】

(3) 性暴力被害者支援について

①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24時間対応できるようにすること。

【回答】

犯罪被害者等総合相談窓口、男女共同参画相談支援センター、こども総合相談所など関係機関が連携しながら、性暴力被害者の相談、支援に取り組んでいます。また、都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、被害者に寄り添った支援を行っています。今後も、民間支援団体等とも連携しながら、よりよい相談、支援となるよう努めてまいります。

なお、市民病院においては、被害者の方などが来院した場合、動線や相談スペースを確保するなど適切な対応に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課、生活安全課、こども総合相談所、医療政策推進課】

②被害者がアフターピルをどこで入手できるか、市として積極的に広報すること。

【回答】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや岡山県警では、アフターピルも含め急性期の性犯罪被害者の産婦人科受診に係る費用負担や付き添い等の支援を行っています。今後も民間支援団体等と連携しながら、広報啓発に努めてまいります。

【生活安全課、女性が輝くまちづくり推進

課】

- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるように資金支援すること。

【回答】

性暴力を含む犯罪被害者の支援団体との関係では、職員研修や啓発イベントを協働で実施したり、支援団体が実施する事業への補助を行っており、引き続き連携した取組を進めてまいります。

【生活安全課】

- ④被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

【回答】

刑法の性犯罪規定は、令和5年7月13日から改定されたところであり、国の動向を注視してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(4) 仁愛館について

- ①困難女性支援法を踏まえ、単身女性の支援もできる施設にすること。

【回答】

仁愛館は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立促進等のために生活を支援する母子生活支援施設ですが、岡山県福祉相談センターとDV防止法等に定める一時保護業務の委託契約を年度ごとに結んでいるところです。

【こども福祉課】

- ②自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。

【回答】

入所から退所後までの長いスパンの支援体制が必要と考えており、民間のノウハウや柔軟性を活かせる指定管理での運営を検討してまいります。

【こども福祉課】

- ③入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。

【回答】

入所世帯の地域活動経験の蓄積と安全確保の両面から検討してまいります。

【こども福祉課】

課】

- ④夜間や休日を含め安全対策を強化すること。

【回答】

令和3年度から夜間・休日対応の警備員を配置しています。引き続き、入所者の安全確保、強化に努めてまいります。

【こども福祉課】

課】

- ⑤子どもが居なくても入所できるシェルター機能を持たせること。

【回答】

仁愛館は、岡山県福祉相談センターとDV防止法等に定める一時保護業務の委託契約を年度ごとに結んでおり、それにより依頼があった場合の体制は整備しています。

【こども福祉課】

課】

- (5) 3丁目ユースクリニック事業を拡充し、必要な予算をつけること。広報を強化すること。

【回答】

3丁目ユースクリニック事業については、引き続き、実施状況等を踏まえながら専門家による無料相談を実施していきたいと考えております。

広報については、市内高校生による広報アンバサダーとしてのPR活動や中学校3年生へのPR用の消しゴムの配布等を実施しており、今後さらに相談していただけるよう何ができるのか研究してまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

推進課】

- (6) 生理用品を市有施設のトイレにも常備すること。

【回答】

さんかく岡山では、女子トイレ個室に生理用品を備え付け、必要な方に利用いただいております。他の公共施設については、さんかく岡山での利用状況等を提供するとともに、配置状況を確認しており、令和5年度では8箇所の設置が予定されております。今後も生理用品常備のための予算措

置の検討をお願いしていきたいと考えております。 【女性が輝くまちづくり推進課】

- (7) 「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

【回答】

男女共同参画社会の形成及び女性が輝くまちづくりに取り組んでいるところであり、課の名称変更は考えておりませんが、性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝くまちづくりに一層取り組んでまいります。

【女性が輝くまちづくり推進

課】

- (8) パートナーシップ宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。同様の制度が広がるよう岡山県にも働きかけること。

【回答】

ファミリーシップ制度については、制度導入自治体においても利用実態があまりないことや、現行のパートナーシップ制度においても、子や親に対する主な行政サービスは概ね利用可能なことから、引き続き当事者の方のご意見を伺いながら制度の充実について検討してまいります。

また、県担当部局や岡山連携中枢都市圏内における情報共有や連携した取組みにより制度普及や都市間相互利用の拡大に努めてまいります。

【人権推進

課】

- (9) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

【回答】

選択的夫婦別姓制度については、婚姻制度や家族のあり方等にかかわる重要な問題として様々な考え方や意見があるため、今後の国における議論の行方を注視しております。

【女性が輝くまちづくり

推進課】

- (10) 困難女性支援法が施行されるにあたって、県の計画と連携して政令市として基本計画を策定すること。関係団体や専門家も交えて支援内容を構築すること。

【回答】

基本計画の策定につきましては、令和6年3月策定予定の岡山県基本計

画を勘案しつつ、関係部署との協議を進めるとともに、民間団体等のご意見を伺いながら検討したいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進

課】

1 1 岡山市の行政のあり方について

- (1) 地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所(※)を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させること。(※高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの)

【回答】

効率的、効果的に市民サービスを提供する観点から、中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所の設置は困難と考えております。

【区政推進

課】

(2) 職員体制について

- ①職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたものにする。

【回答】

職員体制につきましては、担当部局と協議しながら、多様な雇用形態の活用を図りつつ、業務量に応じた人員配置に努めてまいります。

【人事課】

- ②特に以下の職種については、必要数を速やかにすべて正規化すること。

- a) 公民館職員
- b) 保育士
- c) 図書館司書
- d) 栄養職員
- e) 保健師
- f) 児童福祉司

【回答】

現在、会計年度任用職員の職で、来年度も設定すべき職については、同様に会計年度任用職員として任用することとしております。

【人事課】

- ③「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。

【回答】

非正規職員の処遇につきましては、国等の動向を注視しながら、引き続き適正な水準となるよう努めてまいります。

【給与課】

- ④不払い残業・持ち帰り残業とならないよう、残業手当を支給すること。特に短時間勤務の非正規職員について、適切に支給するとともに、支給されるようになったことと申請方法についての周知を十分行うこと。必要な予算を確保すること。

【回答】

時間外勤務手当について、引き続き適切に支給してまいります。また、非正規職員の時間外勤務手当の考え方について、引き続き周知に努めてまいります。

【給与課】

- ⑤男性の育児休業について1週間以上取得の目標を85%に引き上げるにあたっては、10割収入保障の日数も増やすこと。また、市長部局以外についても現状維持ではなく目標割合を引き上げること。

【回答】

育児休業中に給付される育児休業手当金については、地方公務員等共済組合法において定められており、給付を拡充する案が国において検討されているところです。引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応してまいります。

【給与

課】

消防については、引き続き働き方改革の推進等による仕事と育児等を両立しやすい職場環境の整備や制度の周知に努めてまいります。

【消防企画総務

課】

教職員については、引き続き働き方改革の推進等による仕事と育児等を両立しやすい職場環境の整備や制度の周知に努めてまいります。

【教職員

課】

- (3) 新型コロナによって顕在化した課題に対応するために

- ①市の対応を、医療機関等との連携も含め検証すること。検証内容は公開すること。

【回答】

新型コロナ感染症に係る対応を記録として取りまとめており、今後公開い

たします。

【保健管理課】

②この度策定する感染症予防計画に以下を盛り込むこと。

- a) 保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるよう、これまでの他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。

【回答】

予防計画では、新型コロナウイルス感染症対応において必要となった人員数を感染症発生時の人員確保数とし、目標値を定めております。

**【保健管理
課】**

- b) 保健師等専門職の正規配置など保健所の体制拡充を進めること。

【回答】

令和2年度以降の正規の保健師を増員しております。

**【保健管理
課】**

- c) 感染症対応の専門家を長期的な視野で育成すること。

【回答】

感染症に対応できる人材の育成を計画的に進めてまいります。

**【保健管理
課】**

(4) 平和の課題に対する市の取り組みについて

- ①平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来的業務の性質からの乖離を考慮しても、平和を専管する部署を独立して設けること。

【回答】

組織の設置や改廃の検討に当たっては、「簡素で効率的・効果的な組織」を基本的な考え方に据えて、必要に応じ関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

**【人
事課】**

本市では、戦没者遺族の援護等、福祉の視点から福祉援護課が戦没者追悼式、岡山空襲展示室を所管しております。

**【福祉援
護課】**

②空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。

a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。

【回答】

関係団体との意見交換や来場者アンケートなどを実施し、運営の参考にしております。

【福祉援護課】

【福祉援護課】

b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。

【回答】

展示スペースの拡大は困難であり、限られたスペースの中ではありますが、今後も展示内容などを工夫しながら計画的な運用に努めてまいります。

【福祉援護課】

【福祉援護課】

c) 専任の学芸員を置くこと。または、展示品の説明をできるボランティアの配置を進めること。

【回答】

専任の学芸員を配置しています。

【福祉援護課】

【福祉援護課】

③市内の戦争・戦災遺跡について、空襲で焼け残った木が情報共有不足により切られていた事例があった。経緯を踏まえ、情報共有を積極的に進め、出来る限り保存を心がけること。看板等を設置し、誰でも分かるようにすること。樹木も含め、把握・登録・保全の基本的な仕組みを、関係局と十分な連携をとって整備すること。

【回答】

岡山城にある空襲で焼け残った木については、説明書の設置を予定しています。また、市内に残る岡山空襲の痕跡については、被災建築物説明板を設置しております。これらの維持管理について、関係局と情報共有に努めてまいります。

【福祉援護課】

【福祉援護課】

(5) 事業者指導課の体制の抜本拡充と監査機能の強化について

①事業者指導課の体制は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。

【回答】

組織の設置や改廃、人員体制につきましては、担当部局と協議し、業務や職場の状況を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事

課】

対象の事業所数も年々増加しているところですが、人員体制の強化については、引き続き関係部署と協議していきたいと考えています。

【事業者指導

課】

②毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの実地監査をするなど、監査を強化すること。

【回答】

毎年多くの新規事業所が開設されているところであり、新規事業所等から優先的に実地指導を実施しているところです。引き続き、効率化を図りながら実地指導を実施したいと考えています。

【事業者指導

課】

(6) 上下水道について

①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

市町村経営の原則のもと、当面公営企業としての現行体制を継続してまいります。

【水道局・企画総

務課】

②広域水道企業団の事業について

a) 2期計画を中止するよう求めること。

【回答】

2期工事については、企業団及び構成団体が十分協議し、計画的かつ効率的に行うべきものと考えています。

【水道局・配

水課】

b) 岡山市の契約水量（基本水量、責任水量）や企業団全体の水需要計画の見直しを求めること。

【回答】

契約水量（基本水量、責任水量）、水需要計画については、企業団及び構成団体が十分協議し判断していくべきものと考えています。

【水道局・配水

課】

③下水道事業は、企業会計を熟知した職員の育成につとめること。

【回答】

引き続き、本局人材育成プランに基づき、職員の育成に努めてまいります。

【下水道経営企画

課】

④下水道の敷設の計画は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しないようにすること。対応は合併浄化槽とし、補助の拡充をはかること。

【回答】

現在、汚水処理の未普及人口を早期に解消するため、平成27年度策定のアクションプランに基づき、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと、10年間での重点的な整備を推進しています。

【下水道河

川計画課】

(7) 投票率向上に関して

①選挙公報の全戸配布を今後も堅持すること。必要な予算を確保すること。

【回答】

令和4年7月の参院選から全戸配布を再開し、令和5年4月執行の統一地方選においても全戸配布することができました。今後の公職選挙においても全戸配布が実現できるよう事務等を進めてまいります。

【選挙管理委員会事務

局】

②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすること。

【回答】

当日投票所においては、紙の選挙人名簿で、その投票区内の選挙人につき確認をしているため、二重投票防止の観点から現時点では区役所に別途設置することは難しいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

事務局】

③期日前や当日の投票しやすい環境整備を進めるために

a) 投票場所を大型商業施設や大学等に設置すること。

【回答】

期日前投票所については、平成31年4月からイオンモール岡山に設け、市内の全有権者が投票できる場を作ることにはできております。引き続き臨時の期日前投票所の設置を推進してまいりたいと考えています。その一方、当日投票所については、現在134の投票区に各1か所、設けており、二重投票のチェックをしなければならないという運用を考えると、大型商業施設や大学等に別途設置することは困難であると考えております。

【選挙管理委員会事務局】

局】

b) 移動投票所や移動支援の導入を積極的に検討すること。

【回答】

移動投票所、移動支援に関しましては、市内全域での対応を前提に研究する中で、公平・公正の観点をはじめ費用面などから、現時点で、実現に向けては難しいところが多いと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

局】

④障害者等の郵便投票制度について、対象者の拡大など制度拡充を国に求めること。

【回答】

郵便投票の対象者拡大につきましては、投票の秘密保持の論点は外せないものの、選挙人の投票機会の確保で考えた場合、投票方法に関する法改正要望を指定都市選挙管理委員会連合会を通じて継続して求めてまいります。

【選挙管理委員会事務局】

局】

(8) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけ

の分を提供するようにすること。

【回答】

自衛隊への募集対象者情報の提供については、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条に基づき、第一号法定受託事務として行っております。

なお、提供する情報は、募集業務に必要な「氏名」と「住所」のみとし、情報提供を希望しない方は、事前に除外申請を行っていただくことにより、提供する情報から除外しています。

**【区
政推進課】**